

## 相続預金に対する滞納処分上の諸問題

—最高裁の判例変更等を踏まえて—

長 谷 川 長

〔 税 務 大 学 校 〕  
〔 研 究 部 教 授 〕

論文の内容については、すべて執筆者の個人的見解であり、税務大学校、国税庁あるいは国税不服審判所等の公式見解を示すものではありません。

## 要 約

### 1 研究の目的（問題の所在）

相続においては、被相続人の金銭債権は可分債権として法律上当然に分割され、各共同相続人はその法定相続分に応じて、権利を承継するというのが判例の原則的立場（最高裁昭和 29 年 4 月 8 日第一小法廷判決・民集 8 卷 4 号 819 頁、以下「最高裁昭和 29 年判決」という。）である。

共同相続された預貯金債権についても、最高裁昭和 29 年判決でいう「可分債権」であるということを前提に、判例（最高裁平成 16 年 4 月 20 日第三小法廷判決・家月 56 卷 10 号 48 頁、以下「最高裁平成 16 年判決」という。）は従来から、各共同相続人に法律上当然に分割され遺産分割の対象財産とならないものとしてきた。しかし、こうした判例の考え方に対しては、①預貯金債権を遺産分割対象とするには共同相続人全員の同意が必要であり柔軟な遺産分割ができない、②生前に特別受益があった場合に、預貯金債権を遺産分割の対象に含めないとするのではその受益分の調整を十分考慮できず共同相続人間に不公平が生じるなどといった、相続財産の分与における不都合な問題が指摘され、多方面から議論されてきた経緯がある。

平成 27 年 2 月に法務大臣の諮問を受け設置された法制審議会・民法（相続関係）部会（以下「法制審相続部会」という。）では、その中間試案において、この問題の立法的な見直しが検討されていたところであるが、最高裁平成 28 年 12 月 19 日大法廷決定（民集 70 卷 8 号 2121 頁、以下「最高裁平成 28 年決定」という。）が、最高裁平成 16 年判決の判断を変更し、共同相続された預貯金債権は、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはなく、遺産分割の対象となると判示したことで一応の決着をみせたところである。

最高裁平成 28 年決定による判例変更は、共同相続人間の公平かつ柔軟な遺産分割を実現する上で大きな意義を果たしたと考えられるが、一方で、国税の滞納処分との関係をみたときに新たな問題を生じさせた。すなわち、判

例が各共同相続人への帰属形態に対する考え方を 180 度転換させたことで、預貯金債権を各共同相続人に帰属する分割単独債権と捉えて滞納処分を執行してきた実務は採り得なくなり、どのような手段で差押え・取立てを行えばよいかという問題を生じさせることとなったのである。

また、遺産分割の協議等が調った後であれば、各共同相続人には当該協議等に沿って分割された財産が帰属するため、滞納処分は遺産分割協議が調ってから執行すべきだとする考え方もなくはないが、民法が遺産分割はいつでもできるものと規定しているが故、現実問題として長期間に渡り遺産分割がなされない場合があるなど、財産の散逸や早期確実な租税債権の確保ができなくなるのではないかと問題にも直面することとなった。

ところで、平成 29 年 12 月、国税庁が発表した「平成 28 年分の相続税の申告状況について」によると、各種相続財産の構成比（金額による構成比）は、土地の 38.0%に次いで現預金が 31.2%を占めている。現預金の構成比は、平成 19 年で 20.5%であったことからすると、今では 10 ポイント以上、そのウエイトが増加していることになる。ここからは、預金として財産を遺しておこうという傾向が強まっていることが窺え、相続預金に対して滞納処分を執行しなければならない局面が増加していくのではないかと予想できる。

相続預金に対する滞納処分の諸問題は、そういった意味でも喫緊の課題として取り上げるべきと考えるところであり、本稿は、相続預金に対する滞納処分を円滑に進めるための方策について多角的に検討を行っていこうとするものである。

## 2 研究の概要

### (1) 相続財産に滞納処分が及ぶ場面

納税者が自己の事業活動等により納税義務が生じた国税を滞納していたときに相続を受けた場合、国は当該納税者（相続人）の租税債権者として、相続により取得した特定財産の持分（特定財産に係る共同相続人全員の持分のうち当該納税者の持分のみ）について滞納処分を執行する場面が想定

される。他方、納税義務の承継又は相続税の納税義務（連帯納付義務を含む。）が発生した場合、共同相続人全員の承継国税又は相続税が滞納となり、その結果、特定財産に係る共同相続人全員の持分について滞納処分を執行する場面も想定される。

遺産共有状態にある相続財産の法律関係については、民法 249 条以下の共有規定が適用されるどころ、特定の相続財産の持分の一部について滞納処分を執行する場面では、滞納処分の対象となる共有財産そのものの内容に変更が伴う可能性があり、強制力ある滞納処分が民法上の制約（民法 251 条）を受けるのではないかといった問題が生じると考えられる。本稿第 4 章では、この点を中心に検討を進めながら、共同相続人全員が納税義務を負い全員の持分に滞納処分が及んだ場合の取扱いについても若干の考察を加えることとしたい。

## （2）民法の相続規定

### イ 遺産共有

相続人は、相続開始の時から、被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継する（民法 896 条）。この場合において、相続人が複数存在するときに、複数の相続人（共同相続人）は各自の相続分に応じて相続財産を共有するとされており（民法 898 条及び 899 条）、この状態を「遺産共有」と呼んでいる。

遺産共有の法的性質について、最高裁昭和 30 年 5 月 31 日第三小法廷判決（民集 9 卷 6 号 793 頁）は、「相続財産の共有（民法 898 条、旧法 1002 条）は、民法改正の前後を通じ、民法 249 条以下に規定する「共有」とその性質を異にするものではない」としている。そして、民法 251 条は、共有物の変更について「各共有者は、他の共有者の同意を得なければ、共有物に変更を加えることはできない。」とし、共有者の一部の者が単独で共有物に変更を加えることに対し制限を課している。また、ここでいう「共有物の変更」とは、物の性質を変えることにほかならない。ただし、共有持分を第三者に譲渡することについては、判例（最高

裁昭和 38 年 2 月 22 日第二小法廷判決・民集 17 卷 1 号 235 頁) は、共同相続人の同意を得ずとも自己の持分を譲渡することは可能であると、学説にも異論は見られない。

## ロ 遺産分割

共同相続人は、被相続人が遺言で禁じた場合を除き、いつでも、その協議で遺産の分割をすることができ (民法 907 条 1 項)、遺産の分割について、共同相続人間に協議が調わないとき、又は協議することができないときは、共同相続人は、その分割を家庭裁判所に請求することができる (民法 907 条 2 項)。

また、遺産分割は、相続開始の時にさかのぼってその効力を生ずる (民法 909 条本文)。ただし、遺産分割の成立は短期間で決するものが少なくないため、遺産分割前の相続財産に係る一般的取引の安全を図る必要があり、分割までの間に遺産に対して利害関係を持った第三者の保護を考慮して、第三者の権利を害することはできないとする規定が設けられている (民法 909 条ただし書)。

### (3) 可分債権の相続と滞納処分

被相続人が相続開始時に有していた財産に属する一切の権利義務、すなわち遺産は、被相続人の一身に専属するものを除き全て相続の対象となり、相続の開始によって相続人に承継されるが、相続により承継される遺産が全て遺産分割の対象となるわけではない。とりわけ、金銭債権のような可分債権は、遺産分割の対象から除かれるものとして扱われてきた (最高裁昭和 29 年判決)。これは、債権の共有的帰属については、債権総則中の「多数当事者の債権関係」に関する規定が特則をなしており、そこでは分割債権関係が原則となっていることから、可分債権は相続により当然に分割され各相続人単独で有する債権になると根拠付けされる。

相続された預貯金債権についても、これを踏襲した判例 (最高裁平成 16 年判決) があり、相続人に対して滞納処分を行う際は、相続開始と同時に各相続人に分割されそれぞれに単独で帰属する債権として、差し押さえる

べき法定相続分の明示や金融機関への戸籍謄本等の写しの交付などのほかは通常の債権と同様の方法により差押え・取立てを行っていた。

#### (4) 相続預金に関する判例変更とその対応

##### イ 最高裁平成 28 年決定

最高裁平成 28 年決定の説示は、預貯金債権が遺産分割の調整資産として機能する面を踏まえつつ、普通預金契約及び通常貯金契約の性質について、預金者がいつでも入出金できる継続的取引契約であると位置付け、当該契約から発生する預貯金債権は 1 個の債権として同一性を保持しながら常にその残高が変動し得るものであるとし、また、定期貯金債権について、契約上分割払戻しが制限されているものであり、この制限は単なる特約ではなく定期貯金契約の要素であると述べている。これは、債権の発生原因となる預貯金契約が、それぞれの預貯金債権に対し、債権の分割を阻害する要因を与えていることを明確に述べているものであるといえる。

預貯金債権の性質をこのように捉えることにより、「共同相続された普通預金債権、通常貯金債権及び定期貯金債権は、いずれも、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはなく、遺産分割の対象となるものと解する」と判示し、貯金債権について当然分割するとしていた従来の判例（最高裁平成 16 年判決）を変更した。その後の最高裁平成 29 年 4 月 6 日第一小法廷判決（裁判集民 255 号 129 頁）も、定期預金債権及び定期積金債権について契約上分割払戻しができないものであることなどを理由とし、相続開始による当然分割を否定した。これにより、預貯金債権のうち、普通預金債権、通常貯金債権、定期預金債権、定期貯金債権、定期積金債権が遺産分割対象となることが示された。

当然分割を否定したこれまでの判例を踏まえると、相続された債権が、分割単独債権として各共同相続人に帰属するのか、若しくは準共有となるのかは、潮見佳男教授が述べているように「債権の発生原因たる契約により当該債権に与えられた内容・属性に即して判断する」という考え

方を基礎に置いていると考えられる。そこで、最高裁で判示された以外の預貯金債権等（定額貯金債権、当座預金債権、信用金庫の出資金払戻請求権）や各種金銭債権（貸金債権、売掛債権など）に相続があった場合、上記のような考え方に基くと、それぞれの遺産分割対象性は次のとおりに整理できると考える。

定額貯金債権には契約上の分割払戻しの制限があることや、当座預金債権には小切手の振出人の死亡後においても生前に振り出された小切手の支払が相続人の意思の下許容されていることなどから、いずれも債権の発生原因たる契約に当該債権の分割を阻害する要因が存在していると認められ、これらの債権は当然分割にならず遺産分割の対象になるものと考えられる。

信用金庫の出資金払戻請求権については、会員たる被相続人の死亡という法定脱退事由により、債権の発生元となる信用金庫の出資持分から身分権的要素（議決権等）が脱落し、当該払戻請求権が顕在化すると考えられている。そうすると、出資持分は、被相続人の死亡によって出資金払戻請求権となって遺産を構成することとなるが、信用金庫法 14 条（相続加入）は、共同相続人全員の同意により相続人が相続加入した場合、相続開始の時にさかのぼって被相続人の出資持分を承継すると規定しており、当該規定に基づき相続加入をすると、出資金払戻請求権は相続開始の時にさかのぼって発生しなかったことになる。このことは信用金庫法が、相続加入前における出資金払戻請求権の存在を暫定的なものとして性質決定しているとみることができ、信用金庫法が当該払戻請求権に対して分割を阻害する要因を与えていると捉えることができる。よって、当該払戻請求権も当然分割とならず、遺産分割の対象になるものと考えられる。

一方、金銭消費貸借契約や売買契約については、一般的に、契約から発生する貸金債権や売掛債権の分割を阻害するような要因はなく、仮に、これらの契約において「相続があった場合は、債権を分割して権利を行



使できない」旨の特約があったとしても、その特約が契約の本質的要素をいえないときは、当然分割となるものと整理できる。

#### ロ 相続預金の差押え

最高裁判平成 28 年決定により、相続された預金は、相続開始後・遺産分割前であっても共同相続人の準共有財産として遺産を構成すると解されている。

遺産を構成する特定財産の持分譲渡に関して、判例は、相続された不動産の共有持分を第三者に譲渡することが可能であることを認めており、譲渡性のある財産は、原則差し押さえすることができると解されている。債権の準共有持分も民法物権編の共有規定が準用されることに照らせば、相続不動産の共有持分同様、譲渡することは可能であり、差し押さえすることができると考えられる。

#### ハ 差し押さえた相続預金の取立て

遺産分割の対象となるものとされた預貯金債権は、民法 251 条の規定により、相続人は全員で共同しなければ預貯金の払戻しを受けることができない。つまり、相続人の払戻しという権利行使によって準共有状態にある債権が消滅してしまう（共有物そのものに変更が生じることになる）から、相続人は単独での払戻請求をすることができないということである。

差押債権者の取立権の行使は、滞納者が行使し得る権利の範囲に限られるため、相続人が単独での払戻請求ができない以上、差押債権者は遺産分割前に単独で滞納者の持分を取り立てることはできず、取立てしようとする場合には他の共同相続人全員の同意を得ることが必要となる。

しかしながら、実務上の問題として、共同相続人間に争いがあり遺産分割の協議にすら入らない場合や分割協議に入ったとしても長期間成立する見通しのない場合には、相続人全員の同意を得ることは困難となり、その結果、租税債権の早期徴収が図れないほか公平性の観点からも望ましくない事態が生じるため、その対応について検討する。

(イ) 共同相続人全員の同意が得られない場合に準共有持分を回収する手段

民法は、共有関係の解消方法として共有物の分割請求（民法 256 条 1 項）を定めるほか、遺産共有の解消方法として共同相続人の協議による遺産分割（民法 907 条 1 項）を設けている。そして、それぞれ協議が調わないときは、裁判上の手続として、共有物分割訴訟の提起（民法 258 条 1 項）と遺産分割審判の申立て（民法 907 条 2 項）ができるとしている。

差押債権者が取立てに当たり共同相続人全員の同意が得られない場合、上記のいずれかの裁判手続により共有関係が解消されない限りは差し押さえた持分を回収することができないこととなる。差押債権者の取立権は滞納者が有する権利を行使できる権利であることから、滞納者が差押えに係る持分を分割するためにどのような裁判手続を採り得るのかを検討することが、すなわち、差押債権者が取立権で行使でき得る裁判手続が何であるかの結論に結びつく。

最高裁昭和 50 年 11 月 7 日第二小法廷判決（民集 29 卷 10 号 1525 頁、以下「最高裁昭和 50 年判決」という。）は、共同相続人の一部から遺産を構成する特定不動産の共有持分を譲り受けた第三者が当該不動産の共有関係を解消する手段について、遺産分割審判ではなく、共有物分割訴訟によって分割を請求すべきである旨判示している。最高裁昭和 50 年判決の説示によると、第三者に譲渡された部分は遺産分割の対象から逸出するということが遺産分割審判によらない理由の一つとされている。そこで、「遺産分割の対象から逸出する」との意味をどのように捉えるかであるが、遺産分割は譲渡された持分を含めて行うことができると解されており、そうすると、「遺産分割の対象から逸出する」という意味は、第三者に譲渡された持分が最終的にいかなる遺産分割がなされようともその結果に左右されない（民法 909 条ただし書の規定により遺産分割は第三者の権利を害することはできない）

ことに照らして述べたものと考えることが可能である。そして、差押債権者も民法 909 条ただし書の適用を受ける結果、第三者に差し押さえられた持分も最終的にいかなる遺産分割がなされようともその結果に左右されないという意味では、「遺産分割の対象から逸出する」と捉えることができる。最高裁昭和 50 年判決は、この場合における共同所有関係は物権法上の共有関係（民法 249 条以下の共有）になると説示していることから、滞納者は、差押えを受けた持分について物権法上の共有者の立場を有することになり、共有物分割訴訟を提起することができることになると考えられる。ただし、滞納者は、共同相続人である以上、遺産共有者の立場にあることに変わりないため、遺産分割審判の申立てにより全相続財産を包括的に分割する中で当該持分の分割を求めることも可能である。

以上の検討により、差押債権者は、取立権の性質上、滞納者が提起できる共有物分割訴訟につき、差押債権者の立場で提起することができると考えられる。他方、遺産分割審判の申立てを行うことも可能であるが、最高裁昭和 50 年判決が、第三者に対して遺産分割審判手続上の地位を与えることは、①審判手続を複雑にして共同相続人側に手続上の負担をかけること、②第三者に対してもその取得した権利とは何ら関係のない他の遺産を含めた分割手続に関与した上でなければ分割を受けることができないという著しい負担をかけることを説示しており、第三者と共同相続人の利益の調和を図る見地からすると、共有物分割訴訟を選択して提起することが最高裁昭和 50 年判決の趣旨に沿うものとして適当であると考えられる。

(ロ) 共同相続人全員の準共有持分を差し押さえた場合の取立て

被相続人の納税義務が相続人に承継された場合や相続人に相続税の納税義務が生じた場合において、資金繰り等の事情により納付ができず、共同相続人の全員が当該国税を滞納することもあり得る。

最高裁平成 28 年決定の調査官解説では、被相続人が抱えていた債

務を共同相続人が相続した場合を前提にして、被相続人の債権者は、共同相続人全員に対する債権の満足に充てるために、共同相続人全員の準共有持分を差し押さえて取立てをすることができると述べている。

差押債権者による取立てが制限されるのは、遺産分割により預貯金債権の準共有状態が解消されるまで、共同相続人全員が共同して権利を行使する必要があり、差押債権者がその取立権に基づき、共同相続人のうち 1 人（滞納者）の権利を単独で行使することができないためである。

共同相続人全員の準共有持分を差し押さえて取立てを行う場合は、全員の持分相当額につき払戻しを請求する結果、全員による全持分の払戻請求という権利行使が行われているとみることができる。したがって、共同相続人全員の準共有持分を差し押さえた場合は、何ら制約を受けず取立権を行使できるものと考えられる。

#### (ハ) 相続法改正要綱案及び法律案における仮払い制度との関係

最高裁平成 28 年決定に従えば、相続した預貯金から、遺産分割前に、被相続人が負っていた債務の弁済や相続人の当面の生活費などを払い戻す必要があるにもかかわらず、共同相続人全員の同意が得られなければ一切払戻しすることができない不都合が生じることとなる。そのため、民法（相続関係）等の改正に関する要綱案及び法律案には、相続された預貯金から一定の条件の下で仮払いを認めるという制度の創設が盛り込まれている。

要綱案検討段階における法務省の説明では、預貯金債権の準共有持分の譲受人や差押債権者たる第三者は仮払い相当額の払戻し（取立て）ができないと述べているが、改正案における規律内容を見ると、不都合が生じていない相続人でも単独で払戻しができる規定になっているため、相続人債権者の差押えによる取立てを排除する理由が見当たらないと思われる。また、仮払い制度の創設経緯をみると相続債務の弁済なども考慮されているのに対し、相続債権者の差押えまで取立てが

制限されてしまっただけで、制度の趣旨に沿わないのではないかといった疑問も生ずるところである。そうすると、仮払い相当額の範囲内であれば、差押債権者は単独で取立てを行うことができるものと解した方が、文理上も制度趣旨からしても妥当するように考えられる。

### 3 まとめ

第一に、相続預金の準共有持分の差押えは可能であるが、共同相続人のうちの一部の準共有持分を取立てしようとする場合には他の共同相続人の同意を求めなければならない。同意を得られない場合は、租税債権の早期徴収を図る観点から、取立権に基づき共有物分割訴訟を提起することが最も適切な手段であると考えられる。

第二に、最高裁平成 28 年決定等が当然分割を否定した債権は、最高裁昭和 29 年判決でいう可分債権の例外として判示したものである。しかし、判示された以外の各種債権等が相続によって準共有になるのか、それとも当然に分割されるのか、実務では判断に迷うことが少なくないと思われる。本稿では、その判断基準について一連の最高裁判決を整理し、債権の発生原因たる契約が当該債権に分割を阻害する要因を与えているかどうかを重要な分かれ目になることを確認した。この点については、債権差押えに当たっての今後の指針の一端になればと思う。

最後になるが、先般、法制審議会から答申された要綱案に基づき民法（相続関係）の改正案が閣議決定され、国会に提出されたところである。ただし、改正案の中でも遺産の分割前における預貯金債権の行使については、本稿で取り上げたような滞納処分上の疑義が生じるなど、改正法によって生じる課題が幾つかあるように思われる。いずれにせよ、国税徴収法は、国税以外の租税公課を徴収するに当たっても滞納処分の例として準用される基本法のような位置付けであることから、税務官庁等の滞納処分実務に混乱を来たさめよう、これからも先回りして検討を進めていくことが私共に求められる点であることをあらためて意識しておきたい。

「民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律案」は、平成 30 年 7 月 6 日、国会にて可決成立している。本稿は、法案成立前に執筆したものであるため、本文中「改正案」等の表記を用いていることにつきご了承ください。

目 次

はじめに	419
1 問題の所在	419
2 研究の進め方	421
第 1 章 相続財産に滞納処分が及ぶ場面	422
第 1 節 相続人固有の納付すべき国税と相続財産	422
1 相続財産の取得	422
2 相続人固有の国税に係る滞納処分	423
第 2 節 相続による納税義務の承継	424
1 納税義務の承継の意義	424
2 承継の効果	425
3 承継額の算定及び納付責任	426
第 3 節 相続税の納税義務	428
1 相続税の申告及び納税	428
2 相続税の連帯納付義務	428
第 4 節 小括	430
第 2 章 民法の相続規定	432
第 1 節 遺産共有	432
1 遺産共有から遺産分割までの流れ	432
2 遺産共有の法的性質	432
3 相続分の意義	435
第 2 節 遺産分割	437
1 遺産分割の時期・方法	437
2 遺産分割の基準	438
3 遺産分割の効力	439
第 3 章 可分債権の相続	441
第 1 節 可分債権の相続に関する判例・学説	441

1	可分債権の当然分割	441
2	相続預金（判例変更前の考え方）	445
第 2 節	可分債権に対する滞納処分	451
1	相続された可分債権の帰属形態	451
2	差押え・取立て	452
第 4 章	相続預金に関する判例変更とその対応	453
第 1 節	相続預金の取扱いを巡る周辺環境	453
1	金銭債権について当然分割を否定する近時の判例の動向	453
2	家庭裁判所及び金融機関での実務対応	457
3	法制審議会における議論	458
第 2 節	最高裁平成 28 年決定	459
1	事案概要	459
2	判決要旨	459
3	その他の預貯金債権等の遺産分割対象性	463
4	各種金銭債権が相続開始により当然分割となるかどうかの 判断基準	469
第 3 節	相続預金の差押え	470
1	相続預金の帰属形態	470
2	差押えの可否	471
第 4 節	差し押さえた相続預金の取立て	480
1	共同相続人の一部の者による単独での払戻請求	480
2	債権に係る準共有持分の取立て	481
3	共同相続人全員の同意が得られない場合に 準共有持分を回収する手段	483
4	共同相続人全員の準共有持分を差し押さえた場合の取立て	494
5	相続法改正案における仮払い制度との関係	495
	結びに代えて	501



## はじめに

### 1 問題の所在

相続においては、被相続人の金銭債権は可分債権として法律上当然に分割され、各共同相続人はその法定相続分に応じて、権利を承継するというのが判例の原則的立場（最高裁昭和 29 年 4 月 8 日第一小法廷判決・民集 8 卷 4 号 819 頁、以下「最高裁昭和 29 年判決」という。）である。

共同相続された預貯金債権についても、最高裁昭和 29 年判決でいう「可分債権」であるということを前提に、判例（最高裁平成 16 年 4 月 20 日第三小法廷判決・家月 56 卷 10 号 48 頁、以下「最高裁平成 16 年判決」という。）は従来から、各共同相続人に法律上当然に分割され遺産分割の対象財産とならないものとしてきた。しかし、こうした判例の考え方に対しては、①預貯金債権を遺産分割対象とするには共同相続人全員の同意が必要であり柔軟な遺産分割ができない、②生前に特別受益があった場合に、預貯金債権を遺産分割の対象に含めないとするのではその受益分の調整を十分考慮できず共同相続人間に不公平が生じるなどといった、相続財産の分与における不都合な問題が指摘され、多方面から議論されてきた経緯がある。

平成 27 年 2 月に法務大臣の諮問を受け設置された法制審議会・民法（相続関係）部会（以下「法制審相続部会」という。）では、その中間試案において、この問題の立法的な見直しが検討されていたところであるが、最高裁平成 28 年 12 月 19 日大法廷決定（民集 70 卷 8 号 2121 頁、以下「最高裁平成 28 年決定」という。）が、最高裁平成 16 年判決の判断を変更し、共同相続された預貯金債権は、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはなく、遺産分割の対象となると判示したことで一応の決着をみせたところである<sup>(1)</sup>。

---

(1) 中間試案においては、甲案（可分債権は相続の開始により当然に分割されることを前提としつつ、これを遺産分割の対象に含める考え方）と乙案（可分債権を遺産分割の対象に含めることとし、かつ、遺産分割が終了するまでの間、可分債権の行使を禁

最高裁平成 28 年決定による判例変更は、共同相続人間の公平かつ柔軟な遺産分割を実現する上で大きな意義を果たしたと考えられるが、一方で、国税の滞納処分との関係をみたときに新たな問題を生じさせた。すなわち、判例が各共同相続人への帰属形態に対する考え方を 180 度転換させたことで、預貯金債権を各共同相続人に帰属する分割単独債権と捉えて滞納処分を執行してきた実務は採り得なくなり、どのような手段で差押え・取立てを行えばよいかという問題を生じさせることとなったのである。

また、遺産分割の協議等が調った後であれば、各共同相続人には当該協議等に沿って分割された財産が帰属するため、滞納処分は遺産分割協議が調ってから執行すべきだとする考え方もなくはないが、民法が遺産分割はいつでもできるものと規定しているが故、現実問題として長期間に渡り遺産分割がなされない場合があるなど、財産の散逸や早期確実な租税債権の確保ができなくなるのではないかと問題にも直面することとなった。

ところで、平成 29 年 12 月、国税庁が発表した「平成 28 年分の相続税の申告状況について」によると、各種相続財産の構成比（金額による構成比）は、土地の 38.0%に次いで現預金が 31.2%を占めている。現預金の構成比は、平成 19 年で 20.5%であったことからすると、今では 10 ポイント以上、そのウエイトが増加していることになる。ここからは、預金として財産を遺しておこうという傾向が強まっていることが窺え、相続預金に対して滞納処分を執行しなければならない局面が増加していくのではないかと予想できる。

相続預金に対する滞納処分の諸問題は、そういった意味でも喫緊の課題として取り上げるべきと考えるところであり、本稿は、相続預金に対する滞納処分を円滑に進めるための方策について多角的に検討を行っていかうとするものである。

---

止する考え方が検討されていたが、平成 30 年 2 月に法務大臣に答申された「民法（相続関係）等の改正に関する要綱案」では、預貯金債権等が遺産分割の対象となることを前提とした上で、相続を原因として債権を取得した場合についての対抗要件に関する規律のみを設けることが提案された。

## 2 研究の進め方

本稿の目的は、租税債権の早期確保のため、相続預金に対する滞納処分の実務が円滑に行われるよう、その方策を検討することである。国税徴収法のほか、民法、民事執行法等の規定を参照しつつ、過去の判例等を踏まえ検討を進めていきたい。

第 1 章では、相続が発生した場合、相続人及び相続財産に対して滞納処分が執行される場面をいくつか整理した上、第 2 章において、相続人間の相続財産の権利帰属関係について民法の基本的な法律構成をまとめることとし、研究の前提となる基礎的概念を整える。そして、第 3 章で相続が開始されたときの可分債権（金銭債権）の帰属に関する一般原則について触れ、第 4 章において、共同相続された預貯金債権が法律上当然に分割されることはないという判例変更に至った経緯を考察し、各種金銭債権の遺産分割対象性にも言及しつつ、具体的な差押手続や取立手続のほか、訴訟手続にも検討の幅を広げていくこととする。

## 第 1 章 相続財産に滞納処分が及ぶ場面

相続の開始によって、相続人は、被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継する（民法 896 条）。そのため、権利の承継という側面では、相続人は相続財産を取得することとなり、義務の承継という側面では、被相続人が負っていた納税義務を承継する。また、相続税は、人の死亡によって財産が移転する機会にその財産に対して課される<sup>(2)</sup>ことから、相続財産を取得した相続人はその取得財産の価額を課税標準として相続税の納税義務を負う。

本章では、相続の開始があった場合に、租税債権者である国と相続人である納税者との位置関係がどのようなものになるか、次の主要な 3 点に分けてその態様を確認する。

- ① 相続人固有の納付すべき国税と相続財産の関係（相続による積極財産の増加）
- ② 相続人に対する被相続人が負っていた納税義務の承継
- ③ 相続税の納税義務と相続人の連帯納付義務

### 第 1 節 相続人固有の納付すべき国税と相続財産

#### 1 相続財産の取得

納税者が、自己の事業活動等により納税義務が生じた所得税や消費税などの国税（以下「相続人固有の国税」という。）を滞納していたときに、被相続人の死亡に伴い相続財産を取得することは、当該納税者にとって自己の所有する積極財産が増加することとなる。そのため、租税債権者たる国にとっては、相続という原因によって、納税者固有の財産のほか相続財産からも、滞納国税につき徴収する機会を得ることとなる（【事例 1】参照）。もともと、相続が開始されると、相続人は自らの意思に関係なく被相続人の積極財産・

---

(2) 金子宏『租税法〔第 22 版〕』622 頁（弘文堂、2017）。

消極財産を問わず財産を包括的に承継する地位につくため、被相続人が積極財産を上回る多額の債務を抱えているような場合、相続人は相続を放棄することができる。相続を放棄したときは積極財産を取得し得ず、相続人固有の国税につき相続財産への滞納処分を執行できないことは言うまでもない。

## 2 相続人固有の国税に係る滞納処分

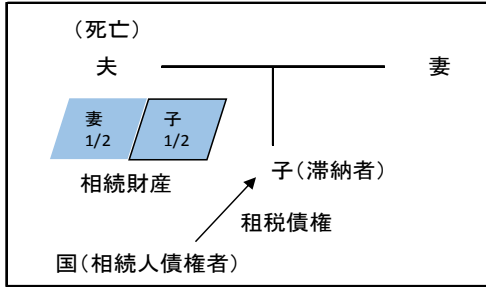
滞納者の国税につき財産を差し押さえる場合は、国税徴収法 47 条以下の差押えに関する規定に基づき執行する。相続人固有の国税に係る滞納処分として、相続財産を差し押さえるに当たっても、同様である。すなわち、超過差押え及び無益な差押えの禁止（国税徴収法 48 条）及び差押財産の選択に当たっての第三者の権利の尊重（国税徴収法 49 条）などを踏まえて差押えを行わなければならない。

なお、差押財産の選択については、本章第 2 節でも記述するが、被相続人の国税につきその相続人の財産を差し押さえる場合には、滞納処分の執行に支障がない限り、まず相続財産を差し押さえるように努めなければならない（国税徴収法 51 条）こととされている。他方、相続人固有の国税につき差押えを行うに当たっては、相続人の固有財産か相続財産かという観点で選択するのではなく、通常差押財産の選択の規律に従って執行することになる<sup>(3)</sup>。

---

(3) 徴収職員は、滞納者の財産を差し押さえるに当たっては、滞納処分の執行に支障がない限り、その財産につき第三者が有する権利を害さないように努めなければならない（国税徴収法 49 条）。そして、国税徴収法基本通達 47 条関係 17 では、差し押さえる財産の選択は、徴収職員の裁量によるが、次の事項に十分留意して行うこととされている。①第三者の権利を害することが少ない財産であること。②滞納者の生活の維持又は事業の継続に与える支障が少ない財産であること。③換価が容易な財産であること。④保管又は引揚げに便利な財産であること。

【事例 1】 夫が遺言なく死亡し、相続財産を妻と子が法定相続分（各 2 分の 1）で相続した場合



## 第 2 節 相続による納税義務の承継

### 1 納税義務の承継の意義

相続による納税義務の承継とは、①被相続人に課されるべき国税、②被相続人が納付すべき国税及び③被相続人が徴収されるべき国税の納税義務を、その相続人又は相続財産法人（以下、この節において「相続人等」という。）が承継することをいう（国税通則法 5 条 1 項前段）。

相続により相続人等に承継される国税は、次のとおりである<sup>(4)</sup>。

#### ① 被相続人に課されるべき国税

課されるべき国税とは、相続開始の時ににおいて、被相続人につき既にその課税要件を充足し納付義務が成立しているが、申告、更正決定等の確定手続がまだとられていないために、納付すべき税額が具体的に確定するに至っていない国税をいう。

#### ② 被相続人が納付すべき国税

納付すべき国税とは、相続開始の時ににおいて、被相続人に係る国税として既に納付すべき税額が確定している国税をいう。これには、納期限

(4) 志場喜徳郎ほか『国税通則法精解〔平成 28 年改訂〕』174 頁（大蔵財務協会、2016）。  
国税通則法基本通達 5 条関係 4、5 及び 6。

を経過して滞納となっている国税と、まだ納期限の到来していない国税とがある。

### ③ 被相続人が徴収されるべき国税

徴収されるべき国税とは、被相続人について徴収されるべきこととされている源泉徴収等による国税で、相続開始時までに源泉徴収等がされていないものをいう。

## 2 承継の効果

納税義務の承継があった場合は、その承継者である相続人等は、被相続人が有していた税法上の地位を承継し、被相続人の国税に係る申告、納付及び不服申立て等の手続の主体となり、また、税務署長による税額確定処分、納税の告知、督促、滞納処分の執行等の相手方になるほか、被相続人の国税についてされていた延納、納税の猶予、換価の猶予等の効果をも承継する<sup>(5)</sup>。

なお、被相続人に課されるべき国税の承継があった場合を除き、実務上は、納税義務承継通知書を作成し、相続人に送付することとしているほか、被相続人の死亡前に督促をした額につき、その相続人に対し差押えをしようとするときは、原則としてあらかじめその相続人等の納付すべき額について催告することとしている<sup>(6)</sup>。被相続人の国税に係る督促がなされている場合、改めて相続人に対する督促は必要としない。

なお、相続人が単純承認しているときは、その承継した国税の納税義務の範囲内では、相続財産以外の相続人固有の財産からも納付の責任が生じる<sup>(7)</sup>。この場合、被相続人の国税は、被相続人の財産であった相続財産からまず徴収するのが条理に適し、相続人の固有財産の方が相続人の生活、営業と密接な関係がある<sup>(8)</sup>ことも踏まえ、国税徴収法は、被相続人の国税につきその相続人の財産を差し押さえる場合には、滞納処分の執行に支障がない限り、ま

(5) 志場ほか・前掲注(4) 175 頁。

(6) 税務大学校講本『国税通則法（平成 29 年度版）』230 頁。

(7) 志場ほか・前掲注(4) 176 頁。

(8) 吉国二郎ほか『国税徴収法精解〔18 版〕』420 頁（大蔵財務協会、2015）。

ず相続財産を差し押さえるように努めなければならない（国税徴収法 51 条 1 項）とし、差押財産の選択に関する訓示規定を設けている。また、これを単なる訓示規定と留めさせないための制度的保障として、相続人に差押換えの請求（国税徴収法 51 条 2 項）を認めている<sup>(9)</sup>。

一方、相続人が限定承認をしているときは、当該相続人は相続によって得た財産を限度して被相続人の納付義務を負う（国税通則法 5 条 1 項後段）。限定承認とは、相続人が、相続によって得た積極財産の限度においてのみ被相続人の債務を弁済すべきことを留保して、相続の承認をするものである（民法 922 条）。したがって、相続人の固有財産に対しては滞納処分を執行することができない。

### 3 承継額の算定及び納付責任

相続人が単純承認した場合で、相続人が 2 人以上あるときは、各相続人は、被相続人の国税を法定相続分、代襲相続分又は指定相続分（民法 900 条から 902 条）によりあん分して計算した額を承継する（国税通則法 5 条 2 項、【事例 2】参照）。したがって、共同相続人間で、本項の規定による相続分と異なる遺産分割が行われた場合であっても、各相続人が承継する国税債務は影響を受けることはない<sup>(10)</sup>（【事例 3】参照）。

相続人が 2 人以上いる場合において、相続人のうちに相続によって得た財産の価額がその承継に係る国税の額を超えている者があるときは、その相続人には、その超える額を限度として、他の相続人が承継した国税を納付する責任が生じる（国税通則法 5 条 3 項）。これは、元々被相続人の全財産を引き当てとし、そのいずれに対しても滞納処分をすることができたにもかかわらず、相続の開始によってこの引当財産が切り離され、資力のない相続人に納税義務が承継されたために被相続人の国税の徴収が困難となることを防止し

---

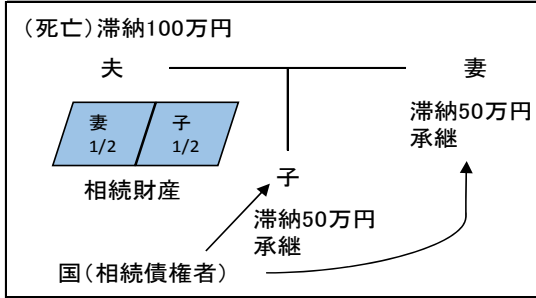
(9) 吉国ほか・前掲注(8) 420 頁。

(10) 志場ほか・前掲注(4) 177 頁。

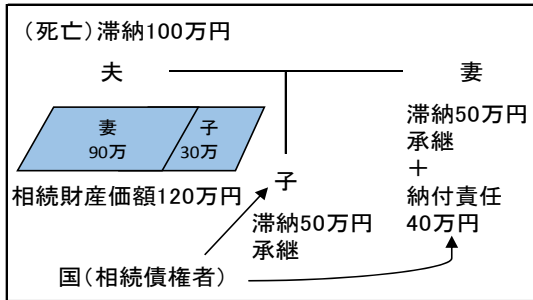


ようにするものである<sup>(11)</sup>。

【事例 2】 滞納者である夫が遺言なく死亡、相続人である妻と子に法定相続分（各 2 分の 1）で納税義務を承継した場合



【事例 3】 滞納者である夫が遺言なく死亡、相続人である妻と子に法定相続分（各 2 分の 1）で納税義務を承継。その後、法定相続分と異なる遺産分割協議（妻 90 万円、子 30 万円）が成立した。



遺産分割：妻 90 万円、子 30 万円

妻の取得価額（90 万円）は承継税額（50 万円）を 40 万円超えており、40 万円を限度として、他の相続人（子）が承継した国税を納付する責任が生じる。

(11) 志場ほか・前掲注(4)168 頁。

### 第 3 節 相続税の納税義務

#### 1 相続税の申告及び納税

相続の開始によって、相続人は、相続開始の時から、被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継する（民法 896 条）。相続税は、相続又は遺贈により財産を取得した場合に、その取得した財産の価額を課税標準として課税される国税である。

相続税の申告は、相続の開始のあったことを知った日の翌日から 10 月以内に、相続税の申告書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない（相続税法 27 条 1 項）とされており、期限内申告に係る納期限は期限内申告書の提出期限となっている（相続税法 33 条）。しかし、現実問題としては、相続税の申告書を提出する場合において、遺産の全部又は一部が共同相続人又は包括受遺者によって分割されず、相続人等の取得部分が確定しない場合があり<sup>(12)</sup>、そのため、相続税法は、未分割財産について民法の規定による相続分又は包括遺贈の割合に従って取得したものとみなして課税価格を計算する規定（相続税法 55 条）を置いている。これは、遺産未分割の状態が継続していれば取得者課税である相続税を各相続人又は包括受遺者に対して課税できないこととなり、相続財産を分割により取得した者とそうでない者の相続税の負担について著しい不公平をもたらすことになる<sup>(13)</sup>ため、課税の公平を図る観点から設けられているものである。

#### 2 相続税の連帯納付義務

##### （1）相続税の連帯納付義務の性質

同一の被相続人から相続又は遺贈により財産を取得した全ての者は、その相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税について、受けた利益の価額に相当する金額を限度として、互いに連帯納付義務を負うこととされ

(12) 税務大学校講本『相続税法 I（平成 29 年度版）』295 頁。

(13) 岩下忠吾『総説 相続税・贈与税〔第 4 版〕』230 頁（財經詳報社、2014）。

ている（相続税法 34 条 1 項）。

これは、相続人又は受遺者が 2 人以上ある場合に、各相続人等に対し、自らが負担すべき固有の相続税の納税義務のほかに、他の相続人等の固有の相続税の納税義務についても、相続又は遺贈により受けた利益の価額に相当する金額を限度として互いに連帯納付義務を負担させるものである。現行の相続税の課税方式は、遺産取得税方式を建前としつつ、遺産税方式をも加味している<sup>(14)</sup>から、課税面からは相続人間に公平な負担が図られていると言える。しかし、各相続人等に各別に相続税の納税義務を負わせると、共同相続人の中に無資力者がいた場合などには相続税債権の満足が得られなくなるおそれがあり、結果的に遺産のうち相続税として徴収する部分が少なくなるため、課税の面では公平な負担が図られても、徴収（実質的税負担）の面では、共同相続人間の公平が保てないこととなることから、同条項はこれに対する措置を講じたものであると解されている<sup>(15)</sup>。

## （2）相続税の連帯納付義務の追及手続

最高裁昭和 55 年 7 月 1 日第三小法廷判決（民集 34 卷 4 号 535 頁）は、相続税法 34 条 1 項の連帯納付義務の確定時期等について次のとおり説示している。

「連帯納付義務は、同法が相続税徴収の確保を図るため、相互に各相続人等に課した特別の責任であって、その義務履行の前提条件をなす連帯納付義務の確定は、各相続人等の固有の相続税の納税義務の確定という事実  
に照応して、法律上当然に生ずるものであるから、連帯納付義務につき格別の確定手続を要するものではないと解するのが相当である。それ故、相続人等の固有の相続税の納税義務が確定すれば、国税の徴収にあたる所轄

---

(14) 遺産税方式とは、人が死亡した場合にその遺産を対象として課税する制度であり、遺産取得税方式とは、人が相続によって取得した財産を対象として課税する制度である。現行の相続税法は遺産取得税の方が、遺産税よりも、担税力に即した課税の要請によりよく適合するという考え方を採った上で、遺産がどのように分割されても税額の合計額が、相続人が法定相続分で相続したと仮定した場合の税額の合計額と等しくなるように、純粋な遺産取得税の体系を修正している。金子・前掲注(2)624 頁。

(15) 時岡泰・最高裁判所判例解説民事篇昭和 55 年度 224 頁。

庁は、連帯納付義務者に対して徴収手続を行うことが許されるものといわなければならない。」

ただし、他の相続人等がその納税義務を履行しないため、連帯納付を問われることになるかどうかは、必ずしも事前に予測できるものではない。そのため、連帯納付義務者から租税を徴収する場合には不意打ちとならないよう、平成 23 年度及び平成 24 年度の税制改正により、手続面の整備がなされた<sup>(16)</sup>。すなわち、①本来の納税義務者の相続税について、当該納税義務者に対し督促状を発した場合は、督促状を発した日から 1 月を経過する日までに完納されないときは、連帯納付義務者に対し、当該相続税が完納されていない旨その他の一定の事項を通知すべきこと（相続税法 34 条 5 項）、②この場合において連帯納付義務者から徴収しようとするときは、当該連帯納付義務者に対し、納付すべき金額、納付場所その他必要な事項を記載した納付通知書による通知をすべきこと（相続税法 34 条 6 項）、③納付通知書を発した日の翌日から 2 月を経過する日までに完納されない場合には、当該連帯納付義務者に対し督促をしなければならないこと（相続税法 34 条 7 項）が定められた。

#### 第 4 節 小括

以上のとおり、納税者が自己の事業活動等により納税義務が生じた国税を滞納していたときに相続を受けた場合、国は当該納税者（相続人）の租税債権者として、相続により取得した特定財産の持分（特定財産に係る共同相続人全員の持分のうち当該納税者の持分のみ）について滞納処分を執行する場面が想定される。他方、納税義務の承継又は相続税の納税義務（連帯納付義務を含む。）が発生した場合、共同相続人全員の承継国税又は相続税が滞納となり、その結果、特定財産に係る共同相続人全員の持分について滞納処分を執行する場面も

---

(16) 金子・前掲注(2)629 頁。

想定される。

遺産共有状態にある相続財産の法律関係については、後述のとおり、民法 249 条以下の共有規定が適用される場所、特定の相続財産の持分の一部について滞納処分を執行する場面では、滞納処分の対象となる共有財産そのものの内容に変更が伴う可能性があり、強制力ある滞納処分が民法上の制約（民法 251 条）を受けるのではないかといった問題が生じると考えられる。本稿では、この点を中心に検討を進めることとするが、共同相続人全員が納税義務を負い、結果として全員の持分に滞納処分が及んだ場合の取扱いについても若干の考察を加えることとしたい。

そこで、次章では、遺産共有から遺産分割に至るまでの民法の規定について基本的な事項を確認することとする。

## 第 2 章 民法の相続規定

本章は、民法第五編の相続に関する規定に基づき、相続財産が相続開始により共同相続人間でどのような権利関係の下に置かれるのか、また、相続分の意義や遺産分割の基準及び効力等を整理することを目的とする。

### 第 1 節 遺産共有

#### 1 遺産共有から遺産分割までの流れ

相続人は、相続開始の時から、被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継する（民法 896 条）。この場合において、相続人が複数存在するときに、複数の相続人（共同相続人）は各自の相続分に応じて相続財産を共有すると民法は規定しており（民法 898 条及び 899 条）、この状態を「遺産共有」と呼んでいる。

相続財産は相続の開始とともに遺産共有状態となり、共同相続人の持分割合は各自の相続分ということになるが、この遺産共有はあくまでも相続財産を構成する個別財産の帰属・承継に関して一時的、暫定的な状態である点に留意する必要があり、相続財産を構成する個々の権利義務が終局的かつ個別的に個々の共同相続人に帰属するためには、更に「遺産分割」を経なければならない<sup>(17)</sup>。

#### 2 遺産共有の法的性質

##### (1) 学説

学説には、遺産共有の法的性質について、古くから「共有説」と「合有説」の対立がある。

共有説の立場は、まず、民法は個人主義を原則としており、相続は、各

---

(17) 潮見佳男『相続法』76 頁（弘文堂、2003 年）。

相続人にとって財産取得原因にすぎないとしている。そして、相続人が 1 人ならば相続財産を構成する個々の物又は権利の処分が可能であるのに対し、相続人が複数になると処分が不可能となる合理的根拠は乏しいとし、また、民法 909 条ただし書は、遺産分割前の処分が有効であることを前提とするものであり、民法 909 条本文の遡及効が制限されていることは、相続財産の共同所有が「共有」であることを根拠づけるもの、などとしている<sup>(18)</sup>。

一方、合有説の立場は、まず、民法 909 条本文は遺産分割の遡及効を認めており、かつ、民法 906 条によって相続財産を構成する個々の物又は権利は一切の事情を考慮して分割されるのであるから、処分された物又は権利を処分者以外の相続人が遺産分割によって取得すると遡及効によって処分者が初めから権利がなかったことになり、処分が無効となる。そのため、遺産分割前には持分を処分することはできないと解すべきであるとするほか、相続財産全体が一つの特別財産であって、その特別財産の上に共同相続人による共同所有＝合有が成立する、などとしている<sup>(19)</sup>。

このように遺産共有が上記のいずれに分類されるかについては、共有・合有いずれにも解され、互いに調和しがたい矛盾を抱えているが、鈴木祿弥教授は、「わが民法のもとにおける遺産共有は典型的な合有でも共有でもなく、いわば、その中間的なものである」とし、上記分類に捉われることなく、「わが民法のもとで遺産分割前に各共同相続人が遺産につきどのような権利関係をもつと解すべきか、についての具体的検討」が重要であると説いている<sup>(20)</sup>。

## (2) 判例

遺産共有の法的性質については、上記のとおり、学説上の議論があるところだが、判例は一貫して共有説をとっており、最高裁昭和 30 年 5 月 31

---

(18) 谷口知平=久貴忠彦『新版注釈民法(27) 相続(2) [補訂版]』101 頁 [宮井忠夫・佐藤義彦] (有斐閣、2013 年)。

(19) 谷口=久貴・前掲注(18) 101 頁・102 頁以下 [宮井忠夫・佐藤義彦]。

(20) 鈴木祿弥『相続法講義 [改訂版]』211 頁 (創文社、1996)。

日第三小法廷判決（民集 9 卷 6 号 793 頁、以下「最高裁昭和 30 年判決」という。）は、「相続財産の共有（民法 898 条、旧法 1002 条）は、民法改正の前後を通じ、民法 249 条以下に規定する「共有」とその性質を異にするものではない」としている。

### （3）民法 249 条以下の共有に関する主な規定

民法 249 条以下に規定する共有とは、どのような法律構成をとっているのかをみていきたい。共有に関する規定は、所有権を規定する民法の第二編・物権の第三章に置かれており、共有する有体物の使用や変更、管理等について定めている。なお、民法 264 条により所有権以外の財産権にも準用され、債権についても所有権以外の財産権として共有に関する規定が準用される。共有に関する規定の準用は、講学上、文字通り「準共有」という表現が使われている。ここでは、所有権に関する共有をまず整理することとし、債権の準共有については後述することとしたい。

物権法上の共有の性質をみた場合、共有物の使用に関して、民法 249 条は「各共有者は、共有物の全部について、その持分に応じた使用をすることができる。」と規定している。例えば、土地を共同相続人 3 人で持分（相続分）を等しく遺産共有している場合、各自が当然に 3 分の 1 の面積の土地を使用する権利があるのではなく、各自が全部の土地を 3 分の 1 の割合で受益するように使用する権利を有することになる<sup>(21)</sup>。

また、民法 252 条は、共有物の管理について、「共有物の管理に関する事項は、前条の場合を除き、各共有者の持分の価格に従い、その過半数で決する。ただし、保存行為は、各共有者がすることができる。」としている。

「管理」行為とは、相続財産の「使用」及び「収益」についての権限と解されており、相続分の合計が全体の 50% を超える相続人らによって決定され得る<sup>(22)</sup>。また、同条ただし書の「保存行為」とは、管理行為の一種であ

---

(21) 我妻榮ほか『我妻・有泉コンメンタール民法—総則・物権・債権—（第 4 版）』467 頁（日本評論社、2016）参照。

(22) 伊藤昌司『相続法』247 頁（有斐閣、2002）。



るが、財産の滅失毀損を防止してその現状を維持する行為を指すと解されている。例えば、相続不動産につき、相続を原因として権利を保存又は移転する共有登記は保存行為とされ、各相続人が共同相続人の協力なしに単独で申請しても受理される登記実務が確立されている<sup>(23)</sup>。

民法 251 条は、共有物の変更について「各共有者は、他の共有者の同意を得なければ、共有物に変更を加えることはできない。」としている。「他の共有者の同意を得なければ」とは、共有者全員の合意を要する趣旨であり、「共有物の変更」とは、物の性質を変えることにほかならない。また、民法 251 条の規律するところではないが、共有物全体を目的とする制限物権を設定することや共有物そのものを第三者に譲渡することは、共有者全員の持分に共通の重大な法律的要因をもたらす法律行為であるため、共有者全員で行わなければならないと解されている<sup>(24)</sup>。他方、各共有者が共有物上の各人の持分を処分することは、他の者の同意を得る必要はない。もしそうでなければ、例えば、二つの土地の間に共有の私道があって、いずれの土地もこの私道によって公道に通じているような場合、所有者の 1 人が自己の土地を私道上の持分とともに自由に売却することも担保に提供することもできないといった問題を招いてしまう。この二つの土地が被相続人から贈与されたもので、その間にある私道が共同相続財産であっても、同じことがいえる<sup>(25)</sup>。

### 3 相続分の意義

相続の開始により相続財産が共同相続人間の共有関係になり、各共同相続人が暫定的に取得する持分を観念できなければ差し押さえすべき財産の特定ができず、差押えを執行することはできない。民法 899 条が「各共同相続人は、その相続分に応じて被相続人の権利義務を承継する。」と規定しており、

---

(23) 伊藤・前掲注(22) 244 頁・245 頁。

(24) 山野目章夫『物権法（第 3 版）』142 頁（日本評論社、2005）。

(25) 伊藤・前掲注(22) 251 頁。

差し押さえすべき財産を特定するに当たっては、ここでいう「相続分」の意義を確認しておく必要がある。

### (1) 法定相続分

法定相続分とは、民法 900 条によって定められている各共同相続人が取得できる相続財産の総額に対する分数的割合のことをいう<sup>(26)</sup>。被相続人が相続分を指定しないとき、つまり、遺言がないときに適用される相続分であり、配偶者、子、直系尊属、兄弟姉妹の法定相続分はそれぞれ固定されている。そして、例えば、相続人として、配偶者のほか子が複数いる場合は、子に対する法定相続分 2 分の 1 を子の人数で頭割りするといった具合に、複数の相続人が存在する場合、それぞれの法定の枠内で等分する仕組みがとられている。

### (2) 指定相続分

民法 902 条の規定により、被相続人は、法定相続分又は代襲相続分にかかわらず、遺言で、共同相続人の相続分を定め、又はこれを定めることを第三者に委託することができる。指定相続分とは、これにより定められた相続分のことをいう。相続分指定の効果は、遺言の効力発生時から生じる。相続人は指定相続分を基礎として遺産分割を行い、各遺産を取得することになる。また、各相続人は、相続財産である個々の財産上に、各指定相続分の割合に応じた持分権を有する<sup>(27)</sup>。

### (3) 具体的相続分

法定相続分は一応の割合にしかすぎず、被相続人から相続人が生前贈与や遺贈（遺言によって財産を相続人等に譲渡する行為）を受けていたり、相続人に寄与分（相続人が被相続人の財産形成に特別な寄与をしていた場合に相続分に加算されるもの）がある場合には、これらを考慮した具体的相続分を算出し、具体的相続分を基礎にして遺産分割を行い、最終的に相

---

(26) 谷口=久貴・前掲注(18) 139 頁 [有地亨・二宮周平]。

(27) 谷口=久貴・前掲注(18) 166 頁 [有地亨・二宮周平]。

続人各々に帰属する相続財産を確定させる<sup>(28)</sup>。

被相続人や相続人の債権者などの第三者にとっては、被相続人の生前、誰がどのような贈与を受けていたか、若しくは、相続された財産の形成に誰がどれだけ寄与したかなどの事実を知ることができないため、具体的相続分を算出することが困難である<sup>(29)</sup>。そのため、第三者が権利行使を行う上で基準とする相続分は、次の(4)のとおりである。

#### (4) 小括

遺産分割前に、被相続人や相続人の債権者などの第三者が権利行使する上では、法定相続分が基準として活用される。例えば、納税義務の承継では、遺言がなければ、各相続人は、被相続人の国税を法定相続分によってあん分した額を承継する(国税通則法 5 条 2 項)。また、相続人の債権者が共同相続人に代位して相続登記をし当該相続人の相続分につき差押えをする場合や、一部の共同相続人が自己の相続分を第三者に譲渡する場合も法定相続分に基づいて行われる。なお、遺言により相続分が指定されている場合は、法定相続分によらず、指定相続分に従い権利行使することとなる。

その後、実際に遺産分割の際に具体的相続分が算定され、その結果、相続債権や不動産の帰属が異なり、実際に相続できる金額が法定相続分とは異なることになっても、それは相続人内部のこととして調整され、第三者には影響しない。その意味で、法定相続分は、一種の権利外観法理的な機能を果たすと解されている<sup>(30)</sup>。

## 第 2 節 遺産分割

### 1 遺産分割の時期・方法

民法 907 条 1 項は、「共同相続人は、次条の規定により被相続人が遺言で

---

(28) 谷口=久貴・前掲注(18) 140 頁 [有地亨・二宮周平]。

(29) 谷口=久貴・前掲注(18) 141 頁 [有地亨・二宮周平]。

(30) 谷口=久貴・前掲注(18) 141 頁 [有地亨・二宮周平]。

禁じた場合を除き、いつでも、その協議で遺産の分割をすることができる。」と規定し、同条 2 項で「遺産の分割について、共同相続人間に協議が調わないとき、又は協議することができないときは、各共同相続人は、その分割を家庭裁判所に請求することができる。」としている。したがって、各共同相続人は、原則として、いつでも自由に遺産の分割を請求することができる。共同相続人の 1 人は、他の共同相続人が遺産の分割を望まない場合でも、遺産分割協議を請求することができ、他の共同相続人はこれに応じなければならないこととなる。また、協議が不調に終わった場合でも、家庭裁判所の審判により遺産の分割をすることができる<sup>(31)</sup>。

なお、平成 28 年度司法統計によると、遺産分割事件（審判及び調停）の新受件数は 14,662 件であり、10 年前となる平成 18 年度の 12,614 件、20 年前となる平成 8 年度の 10,194 件から見れば、年々増加傾向にあるといえる。また、少し古い数字ではあるが、平成 14 年度の家庭裁判所における相続関係の家事相談件数が 96,277 件であるのに対し、平成 24 年度の相続関係の家事手続案内件数は 174,494 件になり、10 年前の約 8 割増しの相談が家庭裁判所に持ち込まれているようである<sup>(32)</sup>。こうした数字をみると、共同相続人間に争いがあり遺産分割協議が調わないなどといったケースが時代の趨勢とともに際立つようになってきた様子がうかがえる。

## 2 遺産分割の基準

民法 906 条は遺産の分割の基準について、「遺産の分割は、遺産に属する物又は権利の種類及び性質、各相続人の年齢、職業、心身の状態及び生活の状況その他一切の事情を考慮してこれをする。」と定めている。本条は、共同相続人の共有となった遺産の分割に当たり、個別的な事件の事情を考慮することにより共同相続人間の実質的公平を実現する遺産の配分を期待して、第

---

(31) 潮見・前掲注(17) 133 頁。

(32) 最高裁判所ホームページ「司法統計・家事事件編」第 2 表家事審判・調停事件の事件別新受件数（平成 28 年度）、第 7 表家事手続案内件数（平成 24 年度）、第 7 表家事相談件数（平成 14 年度）を参照。

2次大戦後の改正により新設された規定である<sup>(33)</sup>。

遺産の分割については、共同相続人の合意による「協議分割」と、協議が不調に終わった場合に相続人の申立てによって行われる家庭裁判所の「調停分割」及び「審判分割」に区別される。

このうち、協議分割・調停分割の場合では、具体的相続分と異なる分割をすることは妨げられず、共同相続人全員の合意により自由に分割を決定することができる。民法 906 条は、この点を明らかにしたものである。分割の結果がどのようになると、それは共同相続人の合意の結果として自由意思に基づき当該結果を導いたのであるから、法秩序はこの結果を承認しなければならぬと解されている<sup>(34)</sup>。

これに対して、審判分割の場合には、法で定められた基準に基づき、家庭裁判所による他律的な分割決定がされるため、協議分割・調停分割のような合意に基づく分割とは違った性格となる<sup>(35)</sup>。すなわち、審判による分割がされる場合には、具体的相続分に即した共同相続人間の均衡に考慮して、相続分に従った分割が行わなければならない。また、審判分割は、相続分に従い、原則として現物分割が行われるが、分割が不可能な場合や不適切な場合には、価額分割や代償分割、これらの方式の併用といった方法で調整が行われる<sup>(36)</sup>。

### 3 遺産分割の効力

遺産分割の効力について、民法 909 条は「遺産の分割は、相続開始の時にさかのぼってその効力を生ずる。ただし、第三者の権利を害することはできない。」と規定している。

遺産の分割が調べば、その分割には遡及効が認められる結果、各相続人は被相続人から直接、分割による財産を取得したものと扱われる。すなわち、相続開始によって生ずる遺産の共有は、分割を行わせるための便宜的、かつ

(33) 谷口=久貴・前掲注(18) 313 頁 [潮見佳男]。

(34) 潮見・前掲注(17) 136 頁。

(35) 谷口=久貴・前掲注(18) 320 頁 [潮見佳男]。

(36) 潮見・前掲注(17) 143 頁・144 頁。

暫定的なものにすぎず、分割が行われると、その共有は初めから存在しなかったように擬制される<sup>(37)</sup>。

しかし、遺産分割の成立までに長期間を要するものが少なくないため、遺産分割前の相続財産に係る一般的取引の安全を図る必要があり、分割までの間に遺産に対して利害関係を持った第三者の保護を考慮して、当該第三者の権利を害することはできないとする規定が現行民法に設けられている<sup>(38)</sup>。遺産分割の遡及効と第三者の関係については、第 4 章の中で詳述することとする。

---

(37) 谷口=久貴・前掲注(18) 425 頁・426 頁 [川井健]。

(38) 谷口=久貴・前掲注(18) 429 頁 [川井健] 参照。

## 第 3 章 可分債権の相続

### 第 1 節 可分債権の相続に関する判例・学説

被相続人が相続開始時に有していた財産に属する一切の権利義務、すなわち遺産は、被相続人の一身に専属するものを除き全て相続の対象となり、相続の開始によって相続人に承継される。しかし、相続により承継される遺産が全て遺産分割の対象となるわけではない。金銭債権のような可分債権は、遺産のうち遺産分割の対象から除かれるものとして扱われてきた。以下、その内容について判例・学説を参照しながら確認を行う。

#### 1 可分債権の当然分割

可分債権とは、金銭債権のように、給付の趣旨を変えないで分割しても実現できる給付を目的とした債権である。一方、不可分債権とは、自動車 1 台を引き渡すというように分割したのでは給付の趣旨が実現できない給付を目的とする債権である<sup>(39)</sup>。

一個の給付につき複数の債権者又は債務者が存在する場合を、多数当事者の債権債務関係といい<sup>(40)</sup>、民法 427 条は、「数人の債権者又は債務者がある場合において、別段の意思表示がないときは、各債権者又は各債務者は、それぞれ等しい割合で権利を有し、又は義務を負う。」と規定している。例えば、2 人が共有する 1 台の自動車を売却して 800 万円の代金債権を取得したとすれば、売主であるこの 2 人は買主に対して各自 400 万円ずつの代金債権を取得することになる。各債権者の債権は、それぞれ独立のものとして取り扱われ、各債権者は自分の債権を行使することができる<sup>(41)</sup>。

---

(39) 我妻榮=有泉亨『[新版] コメントール債権総則』33 頁（日本評論社、1997）参照。

(40) 潮見佳男『プラクティス民法・債権総論』381 頁（信山社出版、2004）。

(41) 我妻=有泉・前掲注(39) 173 頁。

一個の給付につき複数の債権者が存在することになる場面は、相続によっても起り得る。可分債権を有していた被相続人が死亡し相続が開始され、複数名の相続人がいる場合は、債務者にとっては、被相続人 1 人が債権者であった状況から、複数名の相続人が債権者となる状況に変化する。相続により複数名の相続人が債権者になった場合においても、民法 427 条により債権債務関係を整理するのかについて、最高裁昭和 29 年判決が判例となっているが、学説は多岐に渡っている。

#### (1) 最高裁昭和 29 年判決

本件は、A が売却した立木の転売を受けた Y が、契約よりも 45 本多く伐採搬出したため、原告 A が Y に対して伐採処分を不法行為とする損害賠償を求めていたところ、原告 A の死亡により A の妻子 X らが訴訟手続きを受け継ぎ、原審（名古屋高裁金沢支部）が損害額 45,000 円を各自の相続分に応じて損害賠償請求できると判示したことに対し、相続財産中の可分債権、この事例の場合は損害賠償請求権が相続開始と同時に法律上当然に各法定相続人に分割して承継されるのか、それとも遺産分割によって初めて完全な独立した債権を取得することとなるのかどうか、最高裁が判示したものである。

被告 Y（上诉人）が主張するところは、遺産が多数の相続人によって相続された場合には、たとえ可分債権であっても直ちに分割されるものではなく、各債権者（相続人）に合有的に帰属しており、各債権者（相続人）は遺産の分割によって初めて完全に独立した債権を取得するのであって、遺産分割が決まったのかどうか明らかでない本件において相続分に応じて分割して請求を認容した原審は違法であるというものであった。

これに対し最高裁は、「相続人数人ある場合において、その相続財産中に金銭その他の可分債権あるときは、その債権は法律上当然分割され各共同相続人がその相続分に応じて権利を承継するものと解する」とし、Y の上告を棄却した。

判例の理論的根拠は当時の判示からは明確ではないが、最高裁判所判例



解説では次のとおり説明されている。

「相続人は、相続開始の時から、被相続人の一身に専属したものを除き、被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継する（民法 896 条）。そして、相続人が数人あるときは、相続財産はその共有に属するものとされ（民法 898 条）、各共同相続人は、その相続分に応じて被相続人の権利義務を承継するものとされている（民法 899 条）。遺産分割前の相続財産の共有は、「合有」ではなく、民法 249 条以下に規定する「共有」とその性質を異にするものではない（最三小判昭和 30 年 5 月 31 日・民集 9 卷 6 号 793 頁）。そうすると、債権が複数の者に帰属する場合の法律関係は、準共有（民法 264 条）ということになるところ、債権の共有的帰属については、債権総則中の「多数当事者の債権関係」に関する規定（民法 427 条以下）が特則をなしており、そこでは分割債権関係が原則となっていることから（民法 427 条）、可分債権は相続により分割債権になる。」<sup>(42)</sup>

なお、判例と立場を同じにする学説は「分割債権説」と呼ばれており、これに対して、立場が相違する学説は次のとおり存在する。

## (2) 学説

分割債権説は、可分債権は相続開始とともに当然分割され、各共同相続人に法定相続分に応じて帰属すると解する立場であるが、これに対して、可分債権といえども、遺産分割がなされるまでは、各共同相続人に分割帰属するものではないと解する説を「非分割債権説」という。更に、非分割債権説は可分債権の法的性質の捉え方によって次のとおり学説が分かれている<sup>(43)</sup>。

### イ 合有説<sup>(44)</sup>

遺産の共同所有関係を合有と解する立場は、可分債権もまた共同相続

(42) 石丸将利・最高裁判所判例解説民事篇平成 22 年度（下）617 頁（注 4）。

(43) 松原正明『全訂 判例先例 相続法Ⅱ』225 頁以下（日本加除出版、2006）、及び松原正明「実務における可分債権の処理」水野紀子編著『相続法の立法的課題』264 頁以下（有斐閣、2016）で整理されており参照した。

(44) 中川善之助・泉久雄『相続法〔第 4 版〕』230 頁（有斐閣、2000）。

人間に合有的に帰属するという考え方であり、遺産は遺産分割がなされるまでは包括的な特別財産を形成して共同相続人全員に帰属し、各相続人は数学的に分割された潜在的な持分を有するにすぎないと解している。したがって、債権の行使は共同相続人全員によってしなければならない、債務者も共同相続人全員のために履行しなければならないことになる。

ロ 不可分債権説<sup>(45)</sup>

可分債権であっても、遺産分割までは不可分債権として共同相続人に帰属し、遺産分割の対象になるとする立場である。債権が当然に分割されると解すると、共有分割の対象とならないこととなり、民法 906 条や民法 912 条と矛盾する点や、更には相続分の割合は必ずしも相続債務者に明確でないため、債権が相続分に応じて当然に分割されることとなると、債務者は相続人の 1 人にその相続分を超過して弁済する危険性を指摘する。

この説によれば、不可分債権として、共同相続人が単独で債権全額を請求することができこれを受領することが認められる（民法 428 条）。また、債権者の数だけの独立した債権であるため、共同相続人の 1 人がその債権に対する持分を処分することを妨げないとする。

ハ 準共有説<sup>(46)</sup>

準共有説は、遺産の共同所有関係を、所有権については共有、その他の財産権については準共有と解し、可分債権については、準共有の特例として民法 427 条は適用されないとする立場である。民法 264 条ただし書の「特別の定め」として適用されるのは、民法 898 条、906 条等の相

---

(45) 柚木馨 [旧説]『判例相続法論』186 頁（有斐閣、1953）は直接参照することができなかったため、柚木馨「共同相続財産の法的性質」中川善之助教授還暦記念『家族法大系VI』169 頁以下（有斐閣、1978）及び松原正明「実務における可分債権の処理」水野紀子編『相続法の立法的課題』265 頁（有斐閣、2016）から引用。

(46) 米倉明「銀行預金債権を中心としてみた可分債権の共同相続」タートンヌマン 6 号 46 頁（2002）、窪田充見「金銭債務と金銭債権の共同相続」水野紀子編著『相続法の立法的課題』166 頁（有斐閣、2016）。

続法を特別法とみて優先適用すると説く。したがって、準共有説は、可分債権であっても遺産分割の対象となると解している。準共有説によれば、可分債権の履行請求は共同相続人全員が共同して行うべく、債務の履行も共同相続人全員の同意の下においてのみ許されるとする。債権の個数については、多数当事者の債権関係においては当事者の数に応じて複数あるのに対し、準共有債権は 1 個の債権であって、持分権が複数あるにすぎないとする。

## 2 相続預金（判例変更前の考え方）

可分債権についての判例は、民法 427 条により法律上当然に分割されて単独債権となり、遺産分割の対象とならないとする立場を一貫している。判例の経過を辿っていくと、大審院大正 9 年 12 月 22 日判決（民録 26 輯 2062 頁）は、被相続人の保険金請求権を承継したとして、一部の共同相続人が保険金請求権を行使できるかが争われた事案において、「遺産相続人数人アル場合ニ於テ其相続財産中ニ金銭債権存スルトキハ、其債権ハ法律上当然分割セラレ各遺産相続人が平等ノ割合ニ応ジテ権利ヲ有スルコト民法第 427 条ノ法意ニ徴シ洵ニ明白ナリ。」と判示しており、前述の最高裁昭和 29 年判決はこれを踏襲している<sup>(47)</sup>。

可分債権のうち相続預金に関しては、下級審での判決が次の（2）で示すとおり存在し、最高裁としては、最高裁平成 16 年 4 月 20 日第三小法廷判決（家月 56 卷 10 号 48 頁、以下「最高裁平成 16 年判決」という。）において、相続された貯金についても可分債権として当然分割されると判示した。この判例は、後の最高裁平成 28 年決定により変更されることになるが、事案の概要についてここで触れることとする。

---

(47) 松原正明『全訂 判例先例 相続法Ⅱ』225 頁（日本加除出版、2006）。

## (1) 最高裁平成 16 年判決

## イ 事案の概要

本件は、父の遺産を巡る子供たちの争いであるが、父の死亡後、遺言に基づき遺産である本件各不動産につき相続を原因とする単独所有の登記を了し、また、父名義の本件貯金を解約して払戻しを受けている弟 Y に対して、姉 X が、① X に全財産を相続させる旨の父の遺言が存在する、② X が本件貯金の真実の権利者である、③ 法定相続分に応じて父の遺産を相続している、④ 遺留分減殺請求権を行使すると主張し、本件各不動産につき登記手続を求めるとともに、本件貯金に関して不当利得の返還を求めた事案である。

原審（高松高裁）は、① X に全財産を相続させる旨の父作成名義の自筆証書遺言は同人作成のものとは認められない、② 本件貯金は父の遺産である、③ X の遺留分減殺請求権は時効消滅しているとして、上記の主張に係る X の請求を棄却したほか、④ 父の相続につき共同相続人間で遺産分割協議の成立又は分割審判の存在がないまま、X が相続により法定相続分相当の遺産を相続したことを前提として、Y に対して本件各不動産の相続分に相当する持分の登記手続及び本件貯金のうち相続分に相当する金額の支払を求めることは、家事審判事項である遺産分割を求めるものであるとして、上記の請求に係る訴えを却下した。これに対して、X が上告を申し立てたものである。

これを受け、最高裁は、相続財産である可分債権（貯金）につき共同相続人の 1 人がその相続分を超えて債権を行使した場合において、他の共同相続人が不法行為に基づく損害賠償又は不当利得の返還を求めることの可否について判示した。

## ロ 判示

「相続開始後、遺産分割が実施されるまでの間は、共同相続された不動産は共同相続人全員の共有に属し、各相続人は当該不動産につき共有持分を持つことになる（最高裁昭和 28 年（オ）第 163 号同 30 年 5 月

31 日第三小法廷判決・民集 9 卷 6 号 793 号)。したがって、共同相続された不動産について共有者の 1 人が単独所有の登記名義を有しているときは、他の共同相続人は、その者に対し、共有持分権に基づく妨害排除請求として、自己の持分についての一部抹消等の登記手続を求めることができるものと解すべきである(最高裁昭和 35 年(オ)第 1197 号同 38 年 2 月 22 日第二小法廷判決・民集 17 卷 1 号 235 頁、最高裁昭和 48 年(オ)第 854 号同 53 年 12 月 20 日大法廷判決・民集 32 卷 9 号 1674 頁参照)。

また、相続財産中に可分債権があるときは、その債権は、相続と同時に当然に相続分に応じて分割されて各共同相続人の分割単独債権となり、共有関係に立つものではないと解される(最高裁昭和 27 年(オ)第 1119 号同 29 年 4 月 8 日第一小法廷判決・民集 8 卷 4 号 819 頁、前掲大法廷判決参照)。したがって、共同相続人の 1 人が、相続財産中の可分債権につき、法律上の権限なく自己の債権となった分以外の債権を行使した場合には、当該権利行使は、当該債権を取得した他の共同相続人の財産に対する侵害となるから、その侵害を受けた共同相続人は、その侵害をした共同相続人に対して不法行為に基づく損害賠償又は不当利得の返還を求めることができるものというべきである。(注：下線筆者)」と判示した。

本判決は、最高裁昭和 29 年判決を引用して判示したものであるが、最高裁昭和 29 年判決は可分債権一般について判示したものと捉えられていたところ(正確には、不法行為に基づく損害賠償請求権に相続が発生した事例)、本件は貯金債権を問題とする事案であった。分割債権説を前提として、自己の相続分に相当する貯金債権が侵害された部分について、他の共同相続人に対する損害賠償又は不当利得返還請求を認める結論を導き出しており、貯金債権も可分債権として例外なく、相続開始と同時に法律上当然に分割されるとの見解を明確に示したものといえる。

## (2) 下級審の状況

## イ 東京地判平成 7 年 9 月 14 日判決 (判時 1569 号 18 頁)

本件は、銀行に対する貸付信託の寄託金返還請求権を共同相続した相続人からの、法定相続分に応じた払戻請求が認容された事例であり、東京地裁は、「銀行の預金者等が死亡して共同相続が生じた場合、被相続人が有した銀行に対する預金払戻請求権等の支払請求権について、遺産分割前は相続人全員の同意に基づいて相続人全員に一括払戻がされ、各相続人は単独では各相続人の法定相続分に応じた部分の払戻も請求できないとする事実たる慣習があると認めることはできない。また、銀行の預金者等が死亡して共同相続が生じた場合、被相続人が有した銀行に対する預金払戻請求権等の支払請求権について遺産分割前は各相続人の共有となるが、この共有は、各相続人が当然に法定相続分に応じた持分を有する民法 249 条以下に規定する共有であり、遺産全体に対して法定相続分に応じた抽象的な権利義務を有することとまると解することはできない。」と判示している。

この判決は、遺産分割前の共有は、各相続人が当然に法定相続分に応じた持分を有する民法 249 条に規定する共有であるとして、合有説に立たないことを明言している。また、遺産分割前は相続人全員の同意に基づいて相続人全員に一括払戻がされるという銀行業務における事実たる慣習の存在を認めず、銀行に対する貸付信託の寄託金返還請求権について、法定相続分に応じた払戻請求を認めており、分割債権説の立場に立つものと解される<sup>(48)</sup>。

## ロ 東京高裁平成 7 年 12 月 21 日判決 (判タ 922 号 271 頁)

本件は、銀行に対する預金債権及び証券会社に対する預託金返還請求権を共同相続した相続人の一部からの、法定相続分に応じた支払を認容した事例であり、東京高裁は、「相続人が数人ある場合において、相続

---

(48) 松原・前掲注(47) 232 頁。

財産中に金銭その他の可分債権があるときは、その債権は法律上当然に分割され、各共同相続人がその相続分に応じて権利を取得するものと解するのが相当である（最高裁昭和 27 年（オ）第 1119 号同 29 年 4 月 8 日第一小法廷判決・民集 8 卷 4 号 819 頁、同昭和 28 年（オ）第 163 号同 30 年 5 月 31 日第三小法廷判決・民集 9 卷 6 号 793 頁参照）。この理は、相続財産が被相続人の銀行（銀行法 2 条 1 項）に対する預金払戻請求権及び証券会社（証券取引法 2 条 9 項）に対する預託金返還請求権である場合であっても異なる。なぜなら、民法 898 条は、「相続人が数人あるときは、相続財産は、その共有に属する。」旨明定しており、その共有の性質は同法 249 条以下に規定する共有と異ならず（前掲最高裁昭和 30 年 5 月 31 日第三小法廷判決参照）、かつ、金銭その他の可分債権については、遺産分割前であっても、同法 427 条の規定に照らし、各相続人が相続分の割合に応じて独立して右債権を取得するものと解するのが相当であるところ、右と同様の金銭債権である本件預金払戻請求権及び預託金返還請求権につき、これと別異に解すべき理由がないからである。」と判示した。

原審は合有説に立ち、「遺産分割協議成立前の遺産の共有は、民法 249 条以下に規定している共有の場合と異なり、各相続人が遺産に属する個別の財産の上に当然に法定相続分に応じた持分を有するものではなく、遺産全体について各相続人の法定相続分に応じた抽象的な権利義務を有しているにとどまる」とし一部の共同相続人への払戻は認められないとしたが、本件控訴審である東京高裁は、従来からの分割債権説の立場を踏襲し、原審を取り消し払戻請求を認めたものである<sup>(49)</sup>。

ハ 東京地裁平成 8 年 2 月 23 日判決（金法 1445 号 60 頁）

本件は、銀行に対する定期預金債権及び普通預金債権を共同相続した相続人の一部からの、法定相続分に応じた払戻請求に対し、銀行が共同

---

(49) 松原・前掲注(47) 232 頁。

相続人全員の合意か遺産分割協議書の提出がなければ払戻しができないとして、その請求を拒んだ事例である。

東京地裁は、「1 遺産の中に債権があり、それが可分債権である場合には、右債権は各共同相続人の相続分に応じて法律上当然に分割され、各共同相続人は、その相続分に応じて権利を取得する。遺産中の債権が預金債権であっても、右の理に何ら変更を生ずるものではない。

2 弁論の全趣旨によれば、預金債権が相続された場合には、共同相続人からのその法定相続分に応じた払戻請求であっても、原則として、共同相続人全員の合意による請求か、又は遺産分割協議書に基づくことが必要である、とする銀行実務上の取扱いがあることが認められ（ただし、その取扱いが励行される度合いは銀行によって違いがあることも認められる）、右銀行実務の取扱いについて、預金債権が相続された場合には、共同相続人の合有となるとの見解により正当付ける見解も存する。しかし、右合有説は、当裁判所の採用しないところである。前記の銀行実務の取扱いは、合有説を採らなければ基礎づけられないというものではない。遺産をめぐっての争いは世上しばしば起こりうるものである。そして、遺言の存否、相続人の範囲、遺産分割の合意の有無等をめぐって争いがあるにもかかわらず、共同相続人の一人が預金債権につき法定相続分の払戻しを求めてきた場合に、銀行その他の金融機関が安易にその要求に応じると、債権の準占有者に対する弁済者の保護（民法 478 条）、遺産分割の遡及効の第三者への制限（民法 909 条）等の規定により、金融機関が二重弁済を強いられることはあまりないものの、金融機関が相続人間の紛争に巻き込まれ、応訴の労を取る必要等が生じることがありうる。このような事態を避けるため共同相続人の一人が預金債権につき法定相続分の払戻しを求めてきた場合に、一応、遺言がないかどうか、相続人の範囲に争いがないかどうか、遺産分割の協議が調っていないかどうか等の資料の提出を払戻請求者に求めることは、預金払戻の実務の運用として、不当とはいえない。前記の銀行実務の取扱いは、その限



度で理由があるものといえる。

3 しかし、預金の払戻請求をした共同相続人の一人が、一定の根拠を示して、相続人の範囲、遺言がないこと、遺産分割の協議が調っていない事情等について説明をしたときは、金融機関としてはその者の相続分についての預金の払戻請求に応ずべきものである。その場合に、共同相続人全員の合意又は遺産分割協議書がなければ払戻請求に全く応じないとするのは、相続に関する法律関係を正解しない行きすぎた運用というべきである。相続人の一部が所在不明であったり、外国に居住し、容易に連絡が取れないこともありうるのであり、そのような場合にも、右のような厳格な運用をすれば、預金の払戻請求者である相続人の権利を害するところが余りに大きいものといわなければならない。」と判示している。

本判決は、分割債権説の立場に立ち、共同相続人は各々の相続分に応じた預金の払戻請求ができるとした上で、金融機関が、払戻請求者に対し、遺言の有無、相続人の範囲、遺産分割協議の成否等についての資料を求めることは、預金払戻しの実務の運用として不当とは言えないとして金融実務の運用にも一定の理解を示しているが、払戻請求者である共同相続人が、これらの事情を説明したときは、払戻請求に応じなければならないとした<sup>(50)</sup>。

## 第 2 節 可分債権に対する滞納処分

### 1 相続された可分債権の帰属形態

前節でみたとおり、最高裁昭和 29 年判決等によれば、相続財産中に可分債権があるとき、その債権は、相続の開始と同時に相続分に応じて法律上当然に分割され、各共同相続人に帰属する。したがって、各相続人は、他の共

---

(50) 松原・前掲注(47) 232 頁。

同相続人に何ら影響を及ぼすことなく、自己に帰属する相続分に相当する債権部分について単独で権利行使することができる。

## 2 差押え・取立て

相続された可分債権が、外観上、被相続人名義のままであっても、相続人は相続開始の時から権利を承継するので、国税滞納処分においては、滞納者（相続人）に分割帰属した法定相続分に相当する債権部分を差し押さえ、かつ、取立てを行うことができる。

相続預金についても同様の考え方の下、預金債権の払戻請求権のうち差押えに係る部分が滞納者の法定相続分に相当する金額であることを差押調書に明記する方法が採られ、金融機関に戸籍謄本等の写しを交付するなどの手順を踏むことのほか特段の制約を受けることなく、通常の預金債権と同様の方法により取立てを行っていた。

## 第 4 章 相続預金に関する判例変更とその対応

本章では、最高裁平成 28 年決定が、相続預金の遺産分割対象性や共同相続人への帰属形態等についてこれまでの考え方を変更した内容や経緯について確認を行い、国税滞納処分による差押え・取立てにどのような影響を及ぼすか、また、それを受けてどのような対応を採るべきかについて検討を行う。

### 第 1 節 相続預金の取扱いを巡る周辺環境

#### 1 金銭債権について当然分割を否定する近時の判例の動向

最高裁は、遺産に係る可分債権について、共同相続人間の実質的な公平を図るべきとする考え方に立ち、その権利の内容・性質を詳細に分析することにより、少しずつ遺産分割の対象を広げてきた傾向が近時の判例から見てとれる。

まず、共同相続された現金が共同相続人の共有となると判示した判例を確認した後、金銭債権であってもその内容・性質によっては準共有となると判示した判例を概観することとする。

##### (1) 最高裁平成 4 年 4 月 10 日第二小法廷判決（家月 44 卷 8 号 16 頁）

本判決は、相続人が遺産分割前に遺産である金銭を保管している他の相続人に対して自己の相続分相当の金銭の支払を請求することの可否について争われたものであり、「相続人は、遺産の分割までの間は、相続開始時に存した金銭を相続財産として保管している他の相続人に対して、自己の相続分に相当する金銭の支払を求めることはできないと解するのが相当である」と判示した。ここには何らの理由付けも見当たらないが、「遺産の分割までの間」と述べており、金銭についても遺産分割の対象となることを前提にしたものと考えられる。本判決の判例評釈によれば、①極めて容易に分割できるという金銭の性質は、金銭だけを他の動産・不動産に対して特別扱いする理由にはならないこと、②現実の遺産分割協議においては、不

動産・動産等の分割の結果生じた不均衡を調整する最も便利な財産が金銭であることが、その根拠にあると説明されている<sup>(51)</sup>。

(2) 最高裁平成 22 年 10 月 8 日第二小法廷判決 (民集 64 卷 7 号 1719 頁)

本判決は、被相続人名義の定額郵便貯金債権が遺産に属することの確認を求める訴えについて、確認の利益があるかどうか争われた事例であるが、相続された定額郵便貯金債権の相続人への承継・帰属形態について、「郵便貯金法は、定額郵便貯金につき、一定の据置期間を定め、分割払戻しをしないとの条件で一定の金額を一時に預入するものと定め (7 条 1 項 3 号)、預入金額も一定の金額に限定している (同条 2 項、郵便貯金規則 83 条の 11)。(中略) 定額郵便貯金債権が相続により分割されると解すると、それに応じた利子を含めた債権額の計算が必要になる事態を生じかねず、定額郵便貯金に係る事務の定型化、簡素化を図るという趣旨に反する。他方、同債権が相続により分割されると解したとしても、同債権には上記条件が付されている以上、共同相続人は共同して全額の払戻しを求めざるを得ず、単独でこれを行行使する余地はないのであるから、そのように解する意義は乏しい。これらの点にかんがみれば、同法は同債権の分割を許容するものではなく、同債権は、その預金者が死亡したからといって、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはないものというべきである。」と判示した。

ここでは、定額郵便貯金債権には、法令により分割制限が加えられていることが、当該金銭債権を可分債権と性質決定せず、準共有の枠組みに載せて処理すべきことの論拠とされている<sup>(52)</sup>。

(3) 最高裁平成 26 年 2 月 25 日第三小法廷判決 (民集 68 卷 2 号 173 頁)

本判決は、共同相続された委託者指図型投資信託の受益権及び個人向け国債が、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されるかについて判断した事例であり、次のとおり判示している。

(51) 道垣内弘人「判批」別冊ジュリ 193 号・家族法判例百選 [第 7 版] 137 頁 (2008)。

(52) 潮見佳男「判批」金法 2001 号 9 頁 (2014)。

「投資信託受益権は、委託者指図型投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律 2 条 1 項）に係る信託契約に基づく受益権であるところ、この投資信託受益権は、口数を単位とするものであって、その内容として、法令上、償還金請求権及び収益分配請求権（同法 6 条 3 項）という金銭支払請求権のほか、信託財産に関する帳簿書類の閲覧又は謄写の請求権（同法 15 条 2 項）等の委託者に対する監督的機能を有する権利が規定されており、可分給付を目的とする権利でないものが含まれている。（注：下線筆者）このような上記投資信託受益権に含まれる権利の内容及び性質に照らせば、共同相続された上記投資信託受益権は、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはないものというべきである。」

「本件国債は、個人向け国債の発行等に関する省令 2 条に規定する個人向け国債であるところ、個人向け国債の額面金額の最低額は 1 万円とされ、その権利の帰属を定めることとなる社債、株式等の振替に関する法律の規定による振替口座簿の記載又は記録は、上記最低額の整数倍の金額によるものとされており（同令 3 条）、取扱機関の買取りにより行われる個人向け国債の中途換金（同令 6 条）も、上記金額を基準として行われるものと解される。そうすると、個人向け国債は、法令上、一定額をもって権利の単位が定められ、1 単位未満での権利行使が予定されていないもの（注：下線筆者）というべきであり、このような個人向け国債の内容及び性質に照らせば、共同相続された個人向け国債は、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはないものというべきである。」

投資信託受益権は、上記判示に下線を付したとおり、共同相続の対象となる権利に金銭の給付に係る部分が含まれているものの、金銭給付に還元されないその余の権限等もまた、その権利の本質的な要素を成しており、このような財産権の場合には、当該権利は相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはないということがいえる<sup>(53)</sup>。

---

(53) 潮見・前掲注(52) 9 頁。

個人向け国債については、上記（２）の定額郵便貯金債権と同様に、法令により分割制限が加えられていることが、当該金銭債権を可分債権と性質決定せず、準共有の枠組みに載せて処理すべきことの論拠とされている<sup>(54)</sup>。

（４）最高裁平成 26 年 12 月 12 日第二小法廷判決（裁判集民 248 号 155 頁）

本判決は、委託者指図型投資信託の受益権の共同相続開始後に元本償還金等が発生し預り金として同受益権の販売会社における被相続人名義の口座に入金された場合に、共同相続人の 1 人が自己の相続分に相当する金員の支払を請求することの可否について判示したものであり、判示内容は次のとおりである。

「本件投信受益権は、委託者指図型投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律 2 条 1 項）に係る信託契約に基づく受益権であるところ、共同相続された委託者指図型投資信託の受益権は、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはないものというべきである（最高裁平成 23 年（受）第 2250 号同 26 年 2 月 25 日第三小法廷判決・民集 68 卷 2 号 173 頁参照）。そして、元本償還金又は収益分配金の交付を受ける権利は上記受益権の内容を構成するものであるから、共同相続された上記受益権につき、相続開始後に元本償還金又は収益分配金が発生し、それが預り金として上記受益権の販売会社における被相続人名義の口座に入金された場合にも、上記預り金の返還を求める債権は当然に相続分に応じて分割されることはなく、共同相続人の 1 人は、上記販売会社に対し、自己の相続分に相当する金員の支払を請求することができないというべきである。」

本判決は、共同相続された委託者指図型投資信託の受益権が相続開始と同時に相続分に応じて分割されることがない点において、前述した最高裁平成 26 年 2 月 25 日第三小法廷判決を基礎に据え、投資信託受益権が当然分割されない性質を持つ以上、こうした財産権から発生した支分権たる金

---

(54) 潮見・前掲注(52) 9 頁。

銭債権も、当然に相続分に応じて分割されることはなく、共同相続人の 1 人による相続分相当額の預り金債権の単独行使を否定したものである<sup>(55)</sup>。

## 2 家庭裁判所及び金融機関での実務対応

預貯金債権については、相続開始時の当然分割を肯定する最高裁昭和 29 年判決の立場を前提として、遺産分割の対象にはならないとされてきた経緯があり、家庭裁判所の実務では、原則として遺産分割対象性を否定しつつ、相続人全員の合意がある場合に限って預貯金債権を遺産分割の対象として認める見解に立ち、遺産分割の調停・審判事件の運用を行っていた。なお、相続人は、一般に、遺産分割と言えれば当然に預貯金もその対象に含まれるものと認識している場合が多いことから、家庭裁判所の調停委員会はまずこの点についての説明を行った上で、全員の合意がとれるのかを確認することとされていた<sup>(56)</sup>。

また、金融機関においては、これまで、遺産分割協議が成立していることが示されれば、当該分割協議の結果に基づいて払戻しを行い、分割協議が成立していなければ、相続人全員の同意による全額の払戻請求に応じていたようである。一方、一部の相続人による払戻請求に対しても、その場合、遺産分割に対立があることが多いが、葬儀費用や被相続人の扶養者の当面の生活費などについては、相続人全員の同意を出来る限り求め、慎重に対応していたとされる<sup>(57)</sup>。具体的な手続として、金融機関は、預貯金債権につき特定の相続人への超過支払を防止するため、相続人全員が署名押印した分割協議書ないし払戻請求書と全員の印鑑証明（あるいは、遺産分割の調停調書又は審判の謄本）の提出を求める例が少なくない状況であったと言われている<sup>(58)</sup>。

---

(55) 潮見佳男「判批」金法 2025 号 56 頁以下（2015）。

(56) 小田正二ほか「東京家庭裁判所家事第 5 部における遺産分割事件の運用」判タ 1418 号 11 頁（2016）。

(57) 佐藤亮「相続預金の払戻し等における金融機関の実務対応」銀行法務 810 号 12 頁（2017）。

(58) 松原・前掲注(47) 231 頁以下。

### 3 法制審議会における議論

平成 27 年 1 月 28 日に公表された『相続法制検討ワーキングチーム報告書』<sup>(59)</sup>では、遺産分割における可分債権の取扱いについて、「現行法上、預金債権等の可分債権は、相続によって当然に相続人に分割され、遺産分割の対象にならないものと解されているが、可分債権は、各自の相続分に応じて遺産を分配する際の調整手段として有用であるとの指摘がされたこと等を踏まえ、遺産分割における可分債権の取扱いについては、これを遺産分割の対象となる財産とすることを含め、今後更に検討すべきもの」とされた。

その後、法制審相続部会において、平成 28 年 6 月 21 日に「民法（相続関係）等の改正に関する中間試案」が取りまとめられ、その中で、可分債権の遺産分割における取扱いについては、甲案（可分債権は相続の開始により当然に分割されることを前提としつつ、これを遺産分割の対象に含める考え方）と乙案（可分債権を遺産分割の対象に含めることとし、かつ、遺産分割が終了するまでの間、可分債権の行使を禁止する考え方）の 2 案が提案されていた<sup>(60)</sup>。

そして、法制審相続関係部会における審議が継続する中、次に述べる最高裁平成 28 年決定が登場することになった。

---

(59) 相続法制検討ワーキングチームの設置趣旨について法務省ホームページに次のとおり掲載されている。

「第 185 回国会（臨時会）において、嫡出でない子の相続分を嫡出子の相続分と同等とする民法改正が行われました。この民法の改正に際しては、各方面から、法律婚を尊重する国民意識が損なわれるのではないかと、配偶者を保護するための措置を併せて検討するべきではないかといった様々な問題が提起されました。そこで、相続法制の在り方について検討を進めるため、家族法研究者や一般有識者等の協力を得て、この『相続法制検討ワーキングチーム』を設置することとしたものです。」（座長：大村敦志東京大学教授）

(60) 最終的には、遺産分割の対象に含める債権の範囲を法律上明確化することが困難であったため、遺産分割の対象となる債権について対抗要件に関する規律のみを設けることとなった（法制審議会・民法（相続関係）部会資料 18 の 13 頁参照）。



## 第 2 節 最高裁平成 28 年決定

### 1 事案概要

本件は、平成 24 年に死亡した A の共同相続人である X（A の弟の子であり、A の養子）と Y（A の妹であり、A と養子縁組した B の子）との間における遺産分割申立事件である。A の遺産は、価額約 258 万円の不動産（マンションの 1 室およびその敷地の共有持分）のほか、合計 4,000 万円以上の預貯金債権である。

なお、B は平成 14 年に亡くなっているが、生前、A から約 5,500 万円の贈与を受けており、Y は A の死亡により特別受益を受けた B の代襲相続人となり、B の特別受益を引き受けているとの事実認定がされている。

原審である大阪高裁は、預貯金債権について、「可分債権である預貯金については、預金者の死亡によって法定相続人が法定相続分に応じて当然に分割承継し、相続人全員の合意がない限り、これを遺産分割手続において分割の対象にすることはできないと解すべきである」とした結果、Y の具体的相続分は零となるが、Y は約 5,500 万円の特別受益のほかに預貯金債権の 2 分の 1 をも取得できることになる一方、X は約 258 万円という少額の不動産と預貯金債権の 2 分の 1 の取得にとどまることとなった。そこで、X が抗告許可の申立てを行い、最高裁が、預貯金債権の遺産分割対象性について新たな見解を示すこととなった事例である。

### 2 判決要旨

#### (1) 遺産分割の実質的公平を図るための基本理念

最高裁平成 28 年決定は、まず、遺産分割の意義について、「遺産分割の仕組みは、被相続人の権利義務の承継に当たり共同相続人間の実質的公平を図ることを旨とするものであることから、一般的には、遺産分割においては被相続人の財産をできる限り幅広く対象とすることが望まし」と述べている。

(2) 預貯金債権の遺産分割調整資産としての機能

遺産分割手続を行う実務上の観点に照らし、最高裁平成 28 年決定は、「現金のように、評価についての不確定要素が少なく、具体的な遺産分割の方法を定めるに当たっての調整に資する財産を遺産分割の対象とすることに対する要請も広く存在することがうかがわれる」とした上で、預貯金が現金に近いものであるとし、遺産分割の際の調整資産として機能する理由を次のとおり述べている。

イ 預貯金が決済手段として利用されている点

普通預金口座等が貸金や各種年金給付等の受領のために利用されるほか、公共料金やクレジットカード等の支払のための口座振替が広く利用され、定期預金等についても総合口座取引において当座貸越の担保とされるなど、預貯金は決済手段としての性格を強めてきている。

ロ 法令による支払の担保

預貯金については、預金保険等によって一定額の元本及び利息の支払が担保されている（預金保険法第 3 章第 3 節等）。

ハ 債権額の明確性と価値の不変性

金融機関が預金者に対して預貯金口座の取引経過を開示すべき義務を負うことなどから預貯金債権の存否及びその額が争われる事態は少なく、預貯金債権を細分化してもこれによりその価値が低下することはない。

ニ 現金化の確実性

預貯金は、預金者において、確実かつ簡易に換価できるという点で現金との差をそれほど意識させない財産であると受け止められている。

(3) 争点となった各預貯金債権の内容及び性質

預貯金契約の性質、債権成立のメカニズム及び金融機関における事務効率の観点から、争点となった各預貯金債権については、いずれも、遺産分割対象となることを判示している。

#### イ 普通預金・通常貯金の内容及び性質

普通預金契約及び通常貯金契約の性質については、「一旦契約を締結して口座を開設すると、以後預金者がいつでも自由に預入れや払戻しをすることができる継続的取引契約であり、口座に入金が行われるたびにその額についての消費寄託契約が成立するが、その結果発生した預貯金債権は、口座の既存の預貯金債権と合算され、1 個の預貯金債権として扱われるものである。また、普通預金契約及び通常貯金契約は預貯金残高が零になっても存続し、その後に入金が行われれば入金額相当の預貯金債権が発生する。このように、普通預金債権及び通常貯金債権は、いずれも、1 個の債権として同一性を保持しながら、常にその残高が変動し得るものである。」と述べている。

その上で、「預金者が死亡することにより、普通預金債権及び通常貯金債権は共同相続人全員に帰属するに至るところ、その帰属の態様について検討すると、上記各債権は、口座において管理されており、預貯金契約上の地位を準共有する共同相続人が全員で預貯金契約を解約しない限り、同一性を保持しながら常にその残高が変動し得るものとして存在し、各共同相続人に確定額の債権として分割されることはない」と解される。」と述べ、普通預金債権・通常貯金債権の相続による当然分割を否定した。

#### ロ 定期貯金の内容及び性質

「定期貯金の前身である定期郵便貯金につき、郵便貯金法は、一定の預入期間を定め、その期間内には払戻しをしない条件で一定の金額を一時に預入するものと定め（7 条 1 項 4 号）、原則として預入期間が経過した後でなければ貯金を払い戻すことができず、例外的に預入期間内に貯金を払い戻すことができる場合には一部払戻しの取扱いをしないものと定めている（59 条、45 条 1 項、2 項）。同法が定期郵便貯金について上記のようにその分割払戻しを制限する趣旨は、定額郵便貯金や銀行等民間金融機関で取り扱われている定期預金と同様に、多数の預金者を

対象とした大量の事務処理を迅速かつ画一的に処理する必要上、貯金の管理を容易にして、定期郵便貯金に係る事務の定型化、簡素化を図ることにあるものと解される。」とし、事務効率の観点から、法令上分割払戻しが制限される旨が述べられている。

そして、郵政民営化法の施行により、日本郵政公社は解散し、その業務は株式会社ゆうちょ銀行に承継され、ゆうちょ銀行は「通常貯金、定額貯金等のほかに定期貯金を受け入れているところ、その基本的内容が定期郵便貯金と異なるものであることはうかがわれないから、定期貯金についても、定期郵便貯金と同様の趣旨で、契約上その分割払戻しが制限されているものと解される。」とし、郵政民営化後に定期貯金が法令によらず契約上の債権になったとしても、その性質は変わらない旨が述べられている。

また、「定期貯金の利率が通常貯金のそれよりも高いことは公知の事実であるところ、上記の制限は、預入期間内には払戻しをしないという条件と共に定期貯金の利率が高いことの前提となっており、単なる特約ではなく定期貯金契約の要素というべきである。」とし、分割払戻しを制限することは定期貯金契約の本質を構成するものであるという趣旨が述べられている。

#### (4) 小括

最高裁平成 28 年決定は、預貯金債権一般に共通する遺産分割の調整資産として機能する性質を踏まえつつ、争点となった各預貯金債権の内容及び性質を鑑み、「共同相続された普通預金債権、通常貯金債権及び定期貯金債権は、いずれも、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはなく、遺産分割の対象となるものと解するのが相当である。」と結論付け、最高裁平成 16 年判決その他上記見解と異なる判例<sup>(61)</sup>は、いずれも変

---

(61) 最高裁判所調査官の解説によると、「その他上記見解と異なる判例」には、最高裁平成 10 年 6 月 30 日第三小法廷判決（民集 52 卷 4 号 1225 頁）のうち、預金債権に関する部分等がこれに当たるものとされている（齋藤毅「判解」曹時 69 卷 10 号 349

更すべきであると判示した。

### 3 その他の預貯金債権等の遺産分割対象性

#### (1) 定期預金及び定期積金

定期預金及び定期積金については、最高裁平成 29 年 4 月 6 日第一小法廷判決（裁判集民 255 号 129 頁、以下「最高裁平成 29 年判決」という。）において、遺産分割対象性の判断が次のとおり示されている。

「定期預金については、預入れ 1 口ごとに 1 個の預金契約が成立し、預金者は解約をしない限り払戻しをすることができないものであり、契約上その分割払戻しが制限されているものといえる。そして、定期預金の利率が普通預金のそれよりも高いことは公知の事実であるところ、上記の制限は、一定期間内に払戻しをしないという条件とともに定期預金の利率が高いことの前提となっており、単なる特約ではなく定期預金契約の要素といふべきである。他方、仮に定期預金債権が相続により分割されると解したとしても、同債権には上記の制限がある以上、共同相続人は共同して払戻しを求めざるを得ず、単独でこれを行使する余地はないのであるから、そのように解する意義は乏しい。この理は、積金者が解約をしない限り給付金の支払を受けることができない定期積金についても異ならないと解される。」とし、契約上の分割払戻し制限が当該預金契約の要素をなしていることを理由に、共同相続された定期預金債権及び定期積金債権は、いずれも、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはない結論付けた。

なお、本件で問題とされた定期預金の中には、一部支払が可能である旨の特約が付されたものもあったようであるが、このような特約は定期預金の基本的性質を変更するものではないとして、当然分割が肯定されることにならなかったものと考えられる<sup>(62)</sup>。

---

頁（注 45）（2017）。

(62) 「判批」金法 2071 号 89 頁（2017）。

また、定期積金とは、銀行法 2 条 3 項で「期限を定めて一定金額の給付を行うことを約して、定期に又は一定の期間内において数回にわたり受け入れる金銭をいう。」と定義されているところ、経済的には積立定期預金に類似する金融商品であり、その私法的性質について預金と区別する理由に乏しいと解されている<sup>(63)</sup>。そして、定期積金における給付補填金は、預金の元本に相当する掛金総額に加算して給付されるものであり、経済的には預金利子と同じ実質を有するものと解されるため、相続開始と同時に当然に分割されるかという点について定期積金債権を定期預金債権と区別する理由はないと考えられている<sup>(64)</sup>。

## (2) 定額貯金

前述した最高裁平成 22 年 10 月 8 日第二小法廷判決(民集 64 卷 7 号 1719 頁)により、定額郵便貯金は相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはなく、遺産分割の対象になることが明らかにされており、郵政民営化後、ゆうちょ銀行に承継された定額貯金についても、口数単位での払戻しはできるが 1 口の預入金額を分割して払い戻すことはできず、また、預入れ後 6 か月を経過するまでは払戻しができず預入金額も一定の金額に限定されており、契約上の性質は定額郵便貯金と同様であるから、当然に分割されることはなく遺産分割の対象になると考えられる<sup>(65)</sup>。

## (3) 当座預金

当座預金については、これまで最高裁による遺産分割対象性の判断が示されていないが、個人事業者であっても多くに利用されている預金であるため、当座預金の性質を踏まえて、遺産分割対象性の検討を行う。

当座預金は、当座勘定取引契約に基づく預金であり、当座勘定取引とは、銀行が取引先からあらかじめ資金を預かっておいて、取引先の振り出す手

(63) 田中秀幸・最高裁判所判例解説民事篇平成 21 年度(上) 71 頁(注 15)、鈴木禄弥=竹内昭夫編『金融取引法大系第 2 巻・預金取引』8 頁[渋谷光子](有斐閣、1983)。

(64) 前掲注(62) 89 頁。

(65) 笹川豪介「預貯金債権の相続に関する最高裁決定を受けた理論と実務」金法 2059 号 9 頁(2017)。

形・小切手にその資金で支払をすることを目的とする反復・継続した取引である<sup>(66)</sup>。したがって、当座勘定取引は、単なる金銭の保管にとどまらず、小切手等の支払の委任事務を処理してもらうために金銭の保管が委託されている<sup>(67)</sup>という性質がある。当座勘定取引契約は、委任の色彩が強いことから、民法 653 条一号に基づき契約者の死亡によって終了するものと解されており<sup>(68)</sup>、契約者の死亡の瞬間から相続が開始され、当座預金残高は相続人に帰属する<sup>(69)</sup>。

ところで、小切手法 33 条は、小切手の振出後、振出人の死亡は小切手の効力に影響を及ぼさない旨規定している。「小切手の効力」の意義について、通説は、振出人の所持人に対する効力（遡及義務）の意味に解しており、振出人の死亡はこの意味での小切手の効力に影響がないのは規定を待つまでもなく当然であって、同条は、振出人の死亡が支払銀行に対する支払委託の効力に影響を及ぼさないことを意図しているとし、同条により、振出人の死亡後も支払銀行は支払権限を失わないことを定めた趣旨と解されている<sup>(70)</sup>。

そこで、支払銀行が小切手法 33 条によって与えられた支払権限を行使して、取引先が生前に振り出した小切手に支払った場合には、その支払の結果を相続人の計算に帰することができるが、それは小切手が被相続人によって真正に振り出されていたことが前提条件となる。小切手の振出が偽造であった場合には、取引終了後のことであるから、免責約款は働かないものと解され、それゆえ、銀行は取引先が死亡したときは、その後は小切手に支払をしないのを原則とし、相続人が支払を希望するときは、相続人

(66) 田邊光政『最新手形法小切手法（五訂版）』254 頁（中央経済社、2007）。

(67) 幾代通=広中俊雄編『新版注釈民法（16）債権（7）』399 頁 [打田峻一・中馬義直]（有斐閣、2001）。

(68) 幾代=広中・前掲注(67) 400 頁 [打田峻一・中馬義直]。

(69) 堀内仁ほか『新銀行実務総合講座』139 頁（金融財政事情研究会、1987）。

(70) 大隅健一郎=河本一郎『注釈手形法・小切手法』517 頁（有斐閣、1977）、鈴木=竹内・前掲注(63) 185 頁 [田邊光政]。

から支払依頼書を提出してもらった上で、支払うことにしている<sup>(71)</sup>。

このように、死亡後においても、生前に振り出された小切手に対する当座預金からの支払が、小切手法上予定され、その支払は相続人の意思に応じてなされることを鑑みると、各相続人が単独でその支払を依頼することは許容されるべきではなく、相続人全員の合意に基づき行う準共有の枠組みに載せて処理することが妥当であると考えられる。よって、当座預金債権についても遺産分割の対象とすべきである。

#### (4) 信用金庫の出資金払戻請求権

前述した最高裁平成 29 年判決の原審である大阪高裁平成 27 年 11 月 18 日判決では、相続された信用金庫の出資金払戻請求権について法定相続分での払戻しが認容されていたが、最高裁においてこの点は争点とならず<sup>(72)</sup>、最高裁の判断として、出資金払戻請求権が相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されるのか、若しくは、遺産分割の対象になるのか、ということ示されていない。そこで、出資持分の性質や関連する過去の判例を踏まえ、出資金払戻請求権の遺産分割対象性について検討する。

##### イ 出資持分と出資金払戻請求権の関係

信用金庫の会員は、出資 1 口以上を有し出資額は一定金額以上とされ（信用金庫法 11 条 1 項）、出資の 1 口の金額は均一でなければならないとされている（信用金庫法 11 条 3 項）。また、信用金庫の出資持分は、会員の議決権行使の根拠となり（信用金庫法 12 条）、その譲渡には信用金庫の承諾が必要とされる（信用金庫法 15 条 1 項）。なお、出資持分を共有することは認められない（信用金庫法 15 条 4 項）。

信用金庫の会員たる被相続人が死亡したときは、死亡を原因とし法律

---

(71) 田邊・前掲注(66) 269 頁以下。

(72) 原々審（京都地裁平成 27 年 2 月 6 日判決・金法 2071 号 95 頁）及び原審（大阪高裁平成 27 年 11 月 18 日判決・金法 2071 号 90 頁）が従来の判例に基づいて「当然に分割される」という判断をし、信用金庫側が上告理由を提出せず、この部分の上告が却下されたため、「当然に分割される」という原審判決が確定している（濱田広道「2017 年判例等の動き」金法 2080 号 17 頁参照（2017））。



上当然に会員から脱退することになり（信用金庫法 17 条 1 項 2 号）。相続人は当該出資持分の払戻請求権を取得する（信用金庫法 18 条 1 項）。

ただし、死亡した会員の相続人で会員たる資格を有する者が、金庫に対し定款で定める期間内に加入の申出をしたときは、相続開始の時に会員になったものとみなされ、被相続人の出資持分を承継する（信用金庫法 14 条 1 項）。なお、相続人が数人いる場合は、相続人の同意をもって選定された一人の相続人だけが加入することができる（信用金庫法 14 条 2 項）。

#### ロ 関連する判例

東京地裁平成 15 年 5 月 26 日判決（金融・商事判例 1181 号 52 頁）は、信用金庫の貸金債権と会員の持分払戻請求権との相殺の可否について争われた事例であるが、その中で、信用金庫法 18 条 1 項に基づく持分払戻請求権の性質を次のとおり判示している。なお、ここでいう「持分払戻請求権」は「出資金払戻請求権」と同義である。

「信用金庫の会員の持分は、①会員たる資格において信用金庫に対して有する権利義務の総称、又はこれらの権利義務発生の基礎たる法律関係、すなわち、剰余金配当請求権（信用金庫法 57 条）等の自益権と、議決権（同法 12 条 1 項）、役員解任請求権（同法 38 条 1 項）、臨時総会招集請求権（同法 43 条 2 項）等の共益権とを包含する、いわば会員権ともいうべきものと、②信用金庫が解散した場合又は会員が脱退した場合に会員がその資格において信用金庫に対し請求し、又は信用金庫が支払うべき観念上又は計算上の数額、という二つの要素を併せ持つものである。そして、上記②の中には、停止条件付きの債権としての持分払戻請求権や持分譲渡代金請求権が内在している」と述べている。

したがって、信用金庫の出資持分は、上記①の身分権的権利と②の財産権的権利の二つの要素を包含しているといえる<sup>(73)</sup>。

---

(73) 平野英則「信用金庫の貸金債権と会員の持分払戻請求権との相殺」金法 1705 号 9 頁（2004）。

## ハ 検討

被相続人の死亡は信用金庫の会員からの法定脱退事由となる（信用金庫法 17 条 1 項 2 号）ため、死亡の時点で、会員資格に結びついていた身分権的要素（上記①）が出資持分から脱落し、内在していた財産権的要素（上記②）が出資金払戻請求権として顕在化すると説明されている<sup>(74)</sup>。

そうすると、法定脱退事由である会員の死亡により、信用金庫の出資持分は、出資金払戻請求権（停止条件付の金銭債権）となり、各共同相続人が出資金払戻請求権の法定相続分相当額につき分割単独債権として権利を承継すると考えることも可能である。この点、先にみた投資信託受益権及び相続開始後当該受益権から発生する元本償還金等を原資とした預り金<sup>(75)</sup>とは性質を異にすると考えられる。

しかし、遺産分割協議又は共同相続人全員の同意により、特定の相続人が信用金庫に相続加入する場合（信用金庫法 14 条）は、出資金払戻請求権は発生しないと理解されており<sup>(76)</sup>、特定の相続人が単独で信用金庫の出資持分を承継することになる。相続加入は、定款の定める期間内<sup>(77)</sup>に加入の申出をすると、相続開始の時にさかのぼって信用金庫の会員になったものとみなされるため、加入可能期間内にあっては、出資金払戻請求権は暫定的に存在していると捉えることができ、当該払戻請求権は信用金庫法により分割制限が課せられた準共有状態にあるものと考えられる。

一方、加入可能期間経過後にあっては、信用金庫法は出資金払戻請求

---

(74) 平野・前掲注(73) 10 頁。

(75) 最高裁平成 26 年 2 月 25 日第三小法廷判決（民集 68 卷 2 号 173 頁）及び最高裁平成 26 年 12 月 12 日第二小法廷判決（裁判集民 248 号 155 頁）。

(76) 高橋進ほか「信用金庫実務研究会報告：会員資格等（その 3）」金法 1226 号 19 頁（1989）。

(77) 森井英雄『実務必携 信用金庫・信用組合監事の業務監査』（資料編・信用金庫定款例）300 頁（経済法令研究会、2007）では、「会員死亡の日から 3 月以内」とされている。

権に対して分割を阻害する要因を与えていないため、各共同相続人は分割単独債権として法定相続分相当額の払戻請求権を有すると考えられなくもないが、一旦、遺産共有（準共有）となった債権が、ある時を基点にして分割単独債権になることにつき、民法上根拠をなすべき規定は見当たらない。会員の加入可能期間経過後も準共有の状態は継続し遺産分割の対象になると考えた方が自然であると思われる。

#### 4 各種金銭債権が相続開始により当然分割となるかどうかの判断基準

最高裁平成 28 年決定は、最高裁平成 16 年判決の判示を変更し、預貯金債権を可分債権の例外と位置付け遺産分割対象性を認めたものであって、預貯金債権以外の可分債権一般について何ら判示しているものではない。したがって、可分債権一般について当然分割とする最高裁昭和 29 年判決を変更したものではないと解されるが、滞納処分の実務を行う上では、預貯金債権以外の金銭債権が共同相続された場合、当該債権は当然分割となるのか準共有となるのかによって、後述する差押え及び取立手続に違いが生じるため、その判断基準をここで検討したい。

これまで金銭債権について当然分割が否定された判例をまとめると、①普通預金債権等が契約上、1 個の債権として同一性を保持しながら常にその残高が変動し得る性質を持つことを判断の理由としたもの、②定期預金債権等が債権の分割に対して法令上又は契約上の制限が課せられているものであることを判断の理由としたもの、③株式や投資信託受益権のように、共同相続の対象となる権利に金銭の給付に係る部分が含まれているものの、金銭給付に還元されないその余の権限等もまた、その権利の本質的な要素をなしているもので、こうした不可分な財産権から発生する金銭債権についても当然分割が否定されるとしたものがある。

以上の点を踏まえると、いずれの場合も、債権の発生原因たる契約により当該債権に与えられた内容・属性に即して当然分割が否定されていることが理解できる。分割単独債権として各共同相続人に帰属するのか、若しくは準

共有となるのかは、契約が債権に与えた内容・属性について個々に判断していかなければならず、そこに分割を阻害する要因がなければ当然分割され、阻害する要因があれば準共有になるという考え方を採用していくものと考えられる<sup>(78)</sup>。

例えば、金銭消費貸借契約に基づく貸金債権、売買契約に基づく売掛債権、請負契約に基づく請負報酬債権などは、一般的に、これらの債権の発生原因たる契約が当該債権に対して、前記①から③にみられるような分割を阻害する要因を与えていないと考えられる。仮に、これらの契約において、「相続があった場合には、分割して権利を行使できない」旨の特約があったとしても、その特約が契約の本質的な要素といえなければ（その契約内容であれば分割制限の特約を設けることが当然であるといえないときは）、その契約から生じる債権は、相続開始と同時に当然に分割されることになるものと考えられる。

### 第 3 節 相続預金の差押え

#### 1 相続預金の帰属形態

相続預金の差押えの可否を検討するに当たり、相続された預金が遺産分割までの間、共同相続人にどのように帰属するのか、その法的性質が問題となる。

最高裁平成 28 年決定は、最高裁昭和 30 年判決を引用して、遺産共有は、基本的には民法 249 条に規定する共有と性質を異にするものではないとしつつ、共同相続された預金は、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはないことと、遺産分割の対象になることを述べるにとどまり、共同相続人間における帰属形態については明言していない。

この点につき、最高裁平成 28 年決定の補足意見及び最高裁判所調査官の解説によれば、普通預金債権及び通常貯金債権は、次のとおり、各共同相続

---

(78) 潮見・前掲注(52) 10 頁参照。

人は 1 個の債権の上に準共有持分を有すると明言している。

岡部喜代子裁判官の補足意見では、「共同相続が発生したとき、相続財産は民法 898 条、899 条により相続分に応じた共有となる。その財産が金銭の給付を目的とする債権であっても同様である。(中略) 分割を阻害する要因があれば、分割されずに準共有状態のまま存続すると解することが可能である。」と述べ、鬼丸かおる裁判官の補足意見は、「普通預金債権及び通常貯金債権は相続開始と同時に当然に分割される債権ではないから、相続人が数人ある場合、共同相続人は、被相続人の上記各債権を相続開始時の残高につき準共有し、これは遺産分割の対象となる。」と述べている。

また、調査官解説では、「普通預金債権等は、ある一時点でみれば確定額の債権であるといえるが、預貯金契約が解約されない限り、将来の預入れや振込みによりその残高が増加し得るといふ本質を有する債権である。相続により普通預金債権等が複数の債権者（共同相続人）に帰属するに至る場合もその本質は維持されるどころ、この場合に相続開始時の残高に基づいて債権が複数に分割されるというのは上記本質になじまないし、預貯金契約の当事者の合理的意思にも反するというべきである。したがって、この場合、普通預金債権等が当然に分割されることはなく、将来の預入れや振込みによりその残高が増加し得る 1 個の普通預金債権等の上に各共同相続人が準共有持分を有することになる」と説明されている<sup>(79)</sup>。

したがって、最高裁平成 28 年決定の判示は、共同相続された預金が準共有となることを前提にしていると解してよいと考えられる。

## 2 差押えの可否

相続預金の準共有持分の差押えの可否を検討するに当たっては、まず、共有持分の譲渡性について相続不動産の共有持分に関する事例が参考となると思われるため、これを扱った判例を参照し、順次検討を進める。

---

(79) 齋藤毅「判解」曹時 69 卷 10 号 326 頁 (2017)。

## (1) 共同相続された不動産の法定相続分による共有持分の差押え

最高裁昭和 38 年 2 月 22 日第二小法廷判決（民集 17 卷 1 号 235 頁、以下「最高裁昭和 38 年判決」という。）では、X・Y 両名が共同相続した不動産について、Y が勝手に当該不動産全部を単独所有として所有権取得の登記をし、更に第三取得者 A が Y から所有権移転登記を受けた場合、X は A に対し自己の持分を登記なくして対抗できるとした上で、X が Y 及び A に請求できるのは、X の持分についてのみの一部抹消（更正）登記手続であって、各登記の全部抹消を求めることは許されないと判示した<sup>(80)</sup>。このことから、本判決は、共同相続人の 1 人が、遺産を構成する特定不動産の自己の共有持分（法定相続分）を第三者に譲渡し得ることを認めたものと解されている<sup>(81)</sup>。

差押えができる財産は、譲渡性を有する財産であることを要件としており<sup>(82)</sup>、最高裁昭和 38 年判決が遺産共有にある特定不動産の持分（法定相続分）の譲渡性を認めていることに照らして、当該持分についての差押えが可能であることが一般に解されている<sup>(83)</sup>。具体的な実務では、共同相続人間の遺産分割協議が調っていない場合、相続された不動産は被相続人名義のままとなっているため、国は滞納者たる相続人に代位して被相続人名義を法定相続人全員の共有名義（法定相続分に応じた共有持分）に変更する旨の代位登記を経由した上で、各相続人の共有持分に対する差押え及び差押登記の嘱託を行うこととしている。

## (2) 相続預金の準共有持分の差押えの可否

債権は、原則として自由に譲渡することができる（民法 466 条 1 項本文）が、預金債権には、通常、譲渡禁止特約が付されている。仮に預金債権を有する者が第三者に当該預金債権の譲渡を行ったとしても、預金債権に譲

---

(80) 瀬戸正二「判解」金法 342 号 394 頁（1963）。

(81) 甲斐道太郎「判批」別冊ジュリ「民法判例百選 I 総則・物権 [第三版]」118 頁（1989）。  
西原道雄「判批」別冊ジュリ「不動産取引判例百選 [第二版]」58 頁（1991）。

(82) 吉国ほか・前掲注(8) 393 頁。

(83) 潮見佳男「預金の共同相続」金法 2071 号 52 頁（2017）。

渡禁止特約が付されていることは少なくとも銀行取引経験者にとっては周知の事柄に属するため、譲受人は善意の第三者とは言えず、当該譲渡は無効となる場合が多いと考えられる<sup>(84)</sup>。ただし、民法 467 条 1 項に基づき銀行が預金債権の譲渡に関して承諾を行えば、当該譲渡は有効として扱われ、その意味においては、譲渡禁止特約があるからといって、預金債権の譲渡性が完全に否定されるものではないといえることができる。

相続財産の共有は、民法 249 条以下に規定する「共有」とその性質を異にするものではなく、相続された不動産の共有持分が譲渡可能であり差押えすることもできることを前提にすれば、債権の準共有も民法 249 条以下の共有規定が準用されるので、相続預金の準共有持分も差し押さえすることが可能であると考えられる<sup>(85)</sup>。

なお、銀行が承諾しない場合であっても、譲渡が禁止されている預金債権を差し押さえることができるため（最高裁昭和 45 年 4 月 10 日第二小法廷判決・民集 24 卷 4 号 240 頁）、いずれにせよ、相続預金の準共有持分を差し押さえることは可能であると考えられる。

最高裁平成 28 年決定を担当した裁判所調査官の解説によっても、差押えが可能である旨説明がされている<sup>(86)</sup>。

### (3) 差押えに当たっての財産区分をどのように考えるか

国税徴収法では、差押えから換価に至るまでの滞納処分を行うに当たり、財産区分に応じてその手続を規定している。すなわち、国税徴収法第五章第二款「動産又は有価証券の差押」（国税徴収法 56 条～61 条）、同章第三款「債権の差押」（国税徴収法 62 条～67 条）、同章第四款「不動産等の差押」（国税徴収法 68 条～71 条）、同章第五款「無体財産権等の差押」（国税

(84) 最高裁昭和 48 年 7 月 19 日第一小法廷判決（民集 27 卷 7 号 823 頁）参照。

(85) 笹川・前掲注(65) 11 頁。阿多博文「預金と民事執行をめぐる諸問題」金法 2071 号 67 頁（2017）。西希代子「共同相続された預貯金債権は遺産分割の対象となるか」法教 440 号 76 頁（2017）。白石大「相続による債権・債務の承継」法時 89 卷 11 号 22 頁（2017）。東京地方裁判所民事執行センター「共同相続された預貯金債権に対する強制執行」金法 2083 号 45 頁（2018）。

(86) 齋藤・前掲注(79) 331 頁。

徴収法 72 条～74 条) によって、財産の区分に応じた手続を定めている。

最近の論考では、相続預金の準共有持分を差し押さえるに当たって、準共有持分を「債権」として捉えるのではなく、「その他の財産権」(国税徴収法では「無体財産権等」と称される。)として捉えて差し押さえなければ、当該差押えは空振りとなり差押えの効力が生じないとする見解<sup>(87)</sup>がある。それは、相続された預金債権が、準共有状態にあるという考え方によって、各共同相続人の「持分」として観念されることを理由にする。

こうした議論について、最高裁平成 28 年決定の調査官解説では、差押えの財産区分が債権又はその他財産権のいずれであるかによって具体的な事案の処理に違いが生ずるとは当然にはいえない<sup>(88)</sup>と述べられており、財産区分の違いが差押えの効力に重大な影響を及ぼすことはないと考えられている。

そこで、いずれの財産区分で差し押さえることが適当かということになるが、預金債権が相続の開始により準共有状態になったからといって、「金銭の支払を目的とする債権」という本来の預金債権の性質が変わるものではない<sup>(89)</sup>ため、「債権」として差し押さえるのが適当ではないかと考えられる<sup>(90)</sup>。そして、債権額全体に対する滞納者の持分を分数的割合で付記することとすれば、差押えが及ぶ範囲を特定され、その差押えの有効性が確保されるものとする。

---

(87) 佐藤・前掲注(57) 15 頁、浅田隆ほか「《鼎談》11 の事例から考える相続預金大法廷決定と今後の金融実務」金法 2063 号 27 頁〔圓道至剛発言〕(2017)。

(88) 齋藤・前掲注(79) 353 頁(注 56)。国税徴収法では、「その他財産権」のことを「無体財産権等」と定義している。国税徴収法の場合、債権又は無体財産権等のいずれの区分によっても、差押えの手続、効力発生時期及び取立ての方法の違いは生じない。

(89) 阿多・前掲注(85) 67 頁。

(90) 民事執行法は預金債権の準共有持分を債権とみなす規定(不動産の共有持分につき、民事執行法 43 条 2 項)を置いていないが、このような規定の有無によって強制執行の方法が直ちに決定付けられるものではないことや、最高裁平成 28 年決定が預金債権の性質や執行方法まで変更するものではないことを理由に、東京地裁や大阪地裁においても、債権に対する強制執行によることとしている(東京地方裁判所民事執行センター・前掲注(85) 45 頁)。



## (4) 遺言がない場合の差押え

第 2 章第 1 節 3 (相続分の意義) で記述したとおり、相続人の真の持分は具体的相続分であるが、債権者にとっては、債務者たる相続人が被相続人からどのような贈与・遺贈を受けていたか、若しくは財産形成に寄与したかは不明であり、債権者が具体的相続分を計算することはできない。債権者等の第三者との関係においては法定相続分が一種の権利外観法理的な機能を果たすこととなる<sup>(91)</sup>ため、遺言がない場合については、租税債権者である国は法定相続分に相当する持分を差し押さえることとなる。

## (5) 遺言がある場合の差押え

## イ 相続分を指定する遺言がある場合

相続分の指定とは、被相続人の意思に基づき、共同相続人の全て、又は、その中の一定の者について法定相続分の割合と異なった割合を定めることであり、遺留分を害しない限度での割合の変更が認められている。相続分の指定は、被相続人の意思によって共同相続人間間の遺産配分に関する相続法上の原則の変更を許すものである<sup>(92)</sup>。

したがって、相続分を指定する遺言があり、当該遺言により指定相続分が明確である場合には、法定相続分によらず指定相続分に応じた差押えを行わなければならない。仮に、何らかの事情により遺言の存在を相続人が知らず、差押え後に遺言の存在が明らかになった場合において、指定相続分が法定相続分を超える場合は、その超える部分について差押えの効力が及ばないこととなり、指定相続分が法定相続分に満たない場合は指定相続分に相当する部分にのみ差押えの効力が及ぶものと考えられる<sup>(93)</sup>。

---

(91) 谷口=久貴・前掲注(18) 141 頁 [有地亨・二宮周平]。

(92) 谷口=久貴・前掲注(18) 161 頁 [有地亨・二宮周平]。

(93) 平成 30 年 2 月 16 日、法制審議会から法務大臣に答申された「民法(相続関係)等の改正に関する要綱案」では、「相続による権利の承継は、遺産の分割によるものかどうかにかかわらず、法定相続分を超える部分については、登記、登録その他の對抗要件を備えなければ、第三者に対抗することができない。」とされ、債権の場合は、法定相続分を超えてその債権を承継した相続人が、遺言の内容を明らかにして債務者

## ロ 「相続させる」旨の遺言がある場合

## (イ) 「相続させる」旨の遺言の法的性質

「相続させる」旨の遺言とは、例えば、相続人が妻 A と子 B、C であった場合に「甲地を妻 A に相続させる」といった遺言のように、「特定の遺産を特定の相続人に相続させる」旨の遺言のことをいう。「相続させる」旨の遺言の法的性質については、最高裁平成 3 年 4 月 19 日第二小法廷判決（民集 45 卷 4 号 477 頁）が、次のように判示している。

「遺言書において特定の遺産を特定の相続人に「相続させる」趣旨の遺言者の意思が表明されている場合、当該相続人も当該遺産を他の共同相続人と共にではあるが当然相続する地位にあることにかんがみれば、遺言者の意思は、右の各般の事情を配慮して、当該遺産を当該相続人をして、他の共同相続人と共にではなくして、単独で相続させようとする趣旨のものと解するのが当然の合理的な意思解釈といふべきであり、遺言書の記載から、その趣旨が遺贈であることが明らかであるか又は遺贈と解すべき特段の事情がない限り、遺贈と解すべきではない。そして、右の「相続させる」趣旨の遺言、すなわち、特定の遺産を特定の相続人に単独で相続により承継させようとする遺言は、前記の各般の事情を配慮しての被相続人の意思として当然あり得る合理的な遺産の分割の方法を定めるものであって、民法 908 条において被相続人が遺言で遺産の分割の方法を定めることができるとしているのも、遺産の分割の方法として、このような特定の遺産を特定の相続人に単独で相続により承継させることをも遺言で定めることを可能にするために外ならない。したがって、右の「相続させる」趣旨の遺言は、正に同条にいう遺産の分割の方法を定めた遺言であり、他の共同相続人も右の遺言に拘束され、これと異なる遺産分割の協議、さらに

---

にその承継の通知をすることが対抗要件とされている。要綱案どおりの法改正となれば、差押債権者等第三者の保護に資するものと考えられる。

は審判もなし得ないのであるから、このような遺言にあつては、遺言者の意思に合致するものとして、遺産の一部である当該遺産を当該相続人に帰属させる遺産の一部の分割がなされたのと同様の遺産の承継関係を生ぜしめるものであり、当該遺言において相続による承継を当該相続人の受諾の意思表示にかからせたなどの特段の事情のない限り、何らの行為を要せずして、被相続人の死亡の時（遺言の効力の生じた時）に直ちに当該遺産が当該相続人に相続により承継されるものと解すべきである。」

本判決によれば、「相続させる」旨の遺言は、①遺産分割の方法を指定した遺言であり、②しかも、他の共同相続人も当該指定に拘束され、当該指定と異なる遺産分割の協議や審判をすることができない、また、③何らの行為を要せずに、被相続人の死亡時に直ちに当該遺産が当該特定の相続人に承継される性質があるということになる。

(ロ) 差押えとの関係

最高裁判平成 14 年 6 月 10 日第二小法廷判決（家月 55 卷 1 号 77 頁）も、「特定の遺産を特定の相続人に「相続させる」趣旨の遺言は、特段の事情のない限り、何らの行為を要せずに、被相続人の死亡の時に直ちに当該遺産が当該相続人に相続により承継される（最高裁判平成元年（オ）第 174 号同 3 年 4 月 19 日第二小法廷判決・民集 454 号 477 頁参照）。このように、「相続させる」趣旨の遺言による権利の移転は、法定相続分又は指定相続分の相続の場合と本質において異なるところはない。」と判示しており、「相続させる」旨の遺言が存在し滞納者たる相続人に相続財産が帰属しないことが明らかな場合は、当然、当該財産を差し押さえることはできない。

- (6) 共同相続人の 1 人が払戻しを受けていた場合の準共有持分の捉え方  
差押え前に共同相続人の 1 人が自己の法定相続分相当額につき払戻しを

受けていた場合<sup>(94)</sup>、当該払戻し後の残余部分に対する準共有持分と払戻しがされた部分の関係を整理し、この場合における差押方法について検討する。

例えば、夫Aが死亡し、相続人は妻B、子C及びDがおり、妻Bが相続税を滞納、子C及びDに相続税法 34 条 1 項の規定に基づく連帯納付義務があり、相続預金 8,000 万円のうち子Dが法定相続分 4 分の 1 (2,000 万円) の払戻しを受けていたとする。この場合、子Dによる一部払戻しが必要であれば、預金 8,000 万円のうち妻Bに 4,000 万円 (8,000 万円×1/2)、子Cに 2,000 万円 (8,000 万円×1/4) に相当する準共有持分が存在していたわけだが、準共有持分は 1 個の預金債権の上に「抽象的・価値的に観念される」<sup>(95)</sup>もの(債権を分割してその一部を有するものではない)であって、払戻し後の残高が 6,000 万円となったことにより、妻Bは当該残高に対して 3,000 万円 (6,000 万円×1/2)、子C及びDは各 1,500 万円 (6,000 万円×1/4) に相当する準共有持分を有することとなる。

したがって、主たる納税者である妻Bに対する差押え及び連帯納付義務者である子C・Dに対する差押えに当たっては、現存する残高 6,000 万円に係る妻B及び子C・Dそれぞれの法定相続分を準共有持分として差し押さえることとなる。

なお、子Dの一部払戻しによって、妻Bの準共有持分相当額は 1,000 万円目減りし、子Cは同じく 500 万円目減りすることとなったが、この目減り分は、妻B及び子Cが、自己の準共有持分を侵害されたとして、払戻しを受けた子Dに対して不法行為に基づく損害賠償又は不当利得の返還を求められると考えられる<sup>(96)</sup>。(仮に当該預金の差押えで滞納額に充

(94) 最高裁平成 28 年決定による判例変更前に共同相続人の 1 人が払戻しを受けた場合や、銀行が預金者の死亡を知る前に共同相続人の 1 人が払戻しを受けた場合などが想定される。

(95) 山野目・前掲注(24) 139 頁では、共有物の持分権について、「一個の所有権が数人に帰属する場合において、それら権利者となる各人が所有権について有する権利義務の割合的分量を持分という。持分は抽象的・価値的に観念される」と説明されている。

(96) 齋藤・前掲注(79) 330 頁。

足しない場合は、当該損害賠償請求権又は不当利得請求権を差し押さえることも可能であると考えられる。)

	法定 相続分	相続開始時の 法定相続分 相当額	差押時の法定相続分相当額		
			分割単独債権 と捉えた場合	準共有と 捉えた場合	
妻B	1/2	4,000万円	4,000万円	➡	3,000万円 ▲1,000万円
子C	1/4	2,000万円	2,000万円		1,500万円 ▲ 500万円
子D	1/4	2,000万円	(払戻済)		1,500万円 +1,500万円
預金残高		8,000万円	6,000万円		6,000万円

(7) 小括（相続預金の準共有持分の特定例）

以上を踏まえ、相続預金の準共有持分を差し押さえる場合の財産の特定例は次のようになる。

滞納者（債権者）が、債務者に対して有する平成〇年〇月〇日現在の  
下記普通預金の払戻請求権及び債権差押通知書到達日までの利息の支払  
請求権に係る滞納者の持分〇分の〇<sup>(注)</sup>。

記

- 1 口座番号
- 2 預金名義人 （被相続人の氏名を記載する）
- 3 金額 （差押え時点の預金残高を記載する）
- 4 取扱店 ○○銀行○○支店

履行期限：当税務署から請求あり次第即時

(注) 遺言がない場合は法定相続分を記載し、相続分を指定する遺言がある場合は指定相続分を記載する。

なお、「当該預金を滞納者以外の特定の相続人に相続させる」旨の遺言がある場合、滞納者に当該預金は帰属しないので、差押えはできない。

## 第 4 節 差し押さえた相続預金の取立て

### 1 共同相続人の一部の者による単独での払戻請求

最高裁平成 28 年決定の法廷意見は、遺産共有となった定期貯金債権について、契約上分割払戻しの制限があるため共同相続人が共同して全額の払戻しを求めざるを得ず、単独でこれを行わせる余地はないと説示しているが、普通預金債権及び通常貯金債権については、共同相続人の一部の者による単独での払戻請求に関して言及していない。

しかし、本決定における大谷剛彦裁判官ほか 4 名の補足意見は、「従来、預貯金債権は相続開始と同時に当然に各共同相続人に分割され、各共同相続人は、当該債権のうち自己に帰属した分を単独で行使することができるものと解されていたが、多数意見によって遺産分割の対象となるものとされた預貯金債権は、遺産分割までの間、共同相続人全員が共同して行使しなければならないこととなる。」と述べている。また、本決定を担当した裁判所調査官の解説も、本決定の考え方を前提とすると、民法 264 条本文により民法 249 条以下の物権編の共有規定が準用され、払戻しが民法 251 条に規定する共有物の変更を伴う行為に該当することから、「相続人は全員で共同しなければ預貯金の払戻しを受けることができない。」と説明しており<sup>(97)</sup>、普通預金債権及び通常貯金債権についても、共同相続人の一部の者による単独での払戻請求はできないと解するのが相当であると考えられる。

このように、共同相続された預金の単独での払戻しには制限が課されるわけであるが、このことが、滞納処分により相続預金を差し押さえた場合における当該預金の取立てにどのような影響を及ぼすのか、差押債権者が有する取立権の性質等を踏まえ、以下検討を行う。

---

(97) 齋藤・前掲注(79) 329 頁。

## 2 債権に係る準共有持分の取立て

### (1) 債権の差押えにより差押債権者が取得する取立権の性質

国税徴収法 67 条 1 項において、徴収職員は、差し押さえた債権の取立てをすることができることが定められているところ、この取立権は、本条の規定により創設的に取得するものであって、滞納者の代理人又は承継人として滞納者の名において取り立てるものではなく、徴収職員が自己の名において取立てをすることができる性質を持っている。この取立権の取得により、徴収職員は取立てのための必要な権利を行使することができることとされ、裁判上及び裁判外において滞納者の有する権利と同一内容の権利を行使することができることと解されている<sup>(98)</sup>。

なお、民事執行法における取立権（民事執行法 155 条 1 項）は、差押命令により直接に生じ、取立てのための格別の命令を要しないとされ、国税徴収法 67 条 1 項と同様に、この取立権に基づき、第三債務者に対し自己の名で、被差押債権の取立てに必要な裁判上・裁判外の一切の行為ができると解されている<sup>(99)</sup>。したがって、国税徴収法における取立権は、民事執行法における取立権とその性質は同質のものであるといえる。

### (2) 滞納者（共同相続人の一部の者）の持分を差し押さえた場合の取立て

相続預金について準共有持分を有する滞納者（相続人）は、遺産分割がされるまでの間は単独での払戻請求はできず、他の共同相続人と共同して預金の払戻しを請求する権利を有するにとどまる。差押債権者の取立権の行使は、前述のとおり、滞納者が行使し得る権利の範囲に限られるため、差押債権者は遺産分割前に単独で滞納者の持分を取り立てることはできず<sup>(100)</sup>、取立てを行う場合は民法 251 条の規定に基づき、他の共同相続人全員の同意を得る必要がある。

ただし、他の共同相続人の同意を得て、滞納者の準共有持分に相当する

---

(98) 吉国ほか・前掲注(8) 522 頁以下参照。

(99) 中野貞一郎=下村正明『民事執行法』714 頁・715 頁（青林書院、2016）。

(100) 齋藤・前掲注(79) 331 頁、潮見・前掲注(83) 53 頁、西・前掲注(85) 76 頁、白石・前掲注(85) 22 頁、浅田ほか・前掲注(87) 27 頁〔圓道至剛発言〕など。

額を取り立てた後の預金残高に対して、滞納者は、なお準共有持分を有していることに留意する必要がある（本章第 3 節 2（6）共同相続人の 1 人が払戻しを受けていた場合の準共有持分の捉え方を参照）。他の共同相続人がこのような結果を回避したい場合は、取立てに同意しつつ、同時に相続預金の全額の払戻しの手続を行うことが適切であろうと考えられる。

他方、取立てに当たり実際に起こり得る問題として、共同相続人間に争いがあり遺産分割の協議にすら入らない場合や分割協議に入っていたとしても長期間成立する見通しのない場合は、相続人全員の同意を得ることが困難になると考えられる。強い公益性ならびに公平・確実かつ迅速な確定と徴収の必要性が求められる<sup>(101)</sup>租税債権にとっては、遺産分割の争いが妨げとなり、結果的に租税債権の実現が後回しになってしまうこととなる。

そこで、一旦、民事執行法における債権執行手続の一例を参照した上で、滞納処分による取立てについて検討を行うこととする。

### （3）民事執行法における債務者（共同相続人の一部の者）の持分に対する債権執行

民事執行法における債権執行では、まず裁判所からの差押命令を前提とし、差押債権者は、差し押さえた預金債権の準共有持分について、裁判所に転付命令<sup>(102)</sup>又は譲渡命令（以下「転付命令等」という。）を申し立て、それが認められれば当該準共有持分を取得することになるという見解が論じられている<sup>(103)</sup>。

転付命令とは、被差押債権が金銭債権である場合、裁判所が、差押債権者の申立てにより、執行債権・執行費用の支払に代えて被差押債権を券面額で差押債権者に移転する効力を生じさせるものである。転付命令が認め

---

(101) 金子・前掲注(2)28 頁以下では、更正・決定権限や質問検査権、自力執行権等について、租税がその性質として「強い公益性ならびに公平・確実かつ迅速な確定と徴収の必要性」があることを理由に認められた制度であると説明されている。

(102) 齋藤・前掲注(79) 353 頁（注 57）では、転付命令を発することができるかどうかについては議論の余地があるとされている。

(103) 阿多・前掲注(85) 68 頁参照。



られれば、差押債権者は被転付債権の債権者となり、これをもって当該債権執行手続が終了するので、じ後、差押債権者は、第三債務者との間で完全に私法上直接の債権者と債務者の関係に立つ<sup>(104)</sup>。したがって、他の債権者が配当等に参加する余地はなく、独占的な弁済的効力があるので、第三債務者が金融機関のように十分な資力がある場合には、転付命令の申立てがなされる場合が多い<sup>(105)</sup>。

また、譲渡命令とは、被差押債権が金銭債権であっても、それが条件付き若しくは期限付きであるときなど取立てが困難なものであるときは、裁判所が差押債権者の申立てにより、その債権を裁判所が定めた価額で支払に代えて差押債権者に譲渡する命令である。譲渡命令は、裁判により代物弁済的な効果を生じせしめる点で転付命令と同じ性質を有している<sup>(106)</sup>。

最近の論考では、転付命令等による準共有持分の取得を前提に置き、差押債権者が、これをもって共有物分割訴訟の提起を行うことによって、差押えに係る準共有持分を回収するという見解が複数見受けられる<sup>(107)</sup>。

### 3 共同相続人全員の同意が得られない場合に準共有持分を回収する手段

#### (1) 民事執行法と国税徴収法における差押債権の回収手続の差異

当然のことながら、国は預金債権の準共有持分を差し押さえたからと言って、当該持分を取得するわけではない。また、国税徴収法には、民事執行法に設けられている転付命令等に相当する規定がないため、国は差し

---

(104) 中野=下村・前掲注(99) 724 頁以下。

(105) 金融財政事情研究会編『実務必携 預金の差押え』47 頁 (きんざい、2013)。

(106) 金融財政事情研究会・前掲注(105) 70 頁。

(107) 笹川・前掲注(65) 11 頁、潮見・前掲注(83) 53 頁・54 頁、白石・前掲注(85) 23 頁、浅田ほか・前掲注(87) 27 頁 [圓道至剛発言]。齋藤・前掲注(79) 331 頁は、譲渡命令を受け準共有持分を取得した上で、「その他の共同相続人に対して共有物分割訴訟を提起し、賠償金(その他の共同相続人の相続分相当額)を支払って預貯金債権全額を取得するか、その他の共同相続人に預貯金債権を取得させて賠償金(債務者の相続分相当額)の支払を受けて、債権を回収することになる」とし、共有物分割訴訟による価格賠償での解決方法を一例として挙げている。

押さえた持分自体を取得することはできない<sup>(108)</sup>。

転付命令等があると、債務者は債権の弁済をしたものとみなされ、取立てができるかどうかの危険負担は、転付命令等を得た債権者に移転することとなるが、国税の場合には、国がその危険を負担することは妥当ではないので、転付命令等に相当する手続はなく、取立てをする権能が与えられているにとどまっている<sup>(109)</sup>。

しかし、租税債権にあつては、公平・確実かつ迅速な徴収が求められ、転付命令等に相当する規定がないからと言って租税債権の回収が遅滞することは許されない。そこで、差押債権者が取得する取立権の性質（滞納者の有する権利と同一内容の権利を行使できる権限）に着目して、共有物分割訴訟を提起することができるかどうかを次に検討する。なお、民事執行法上の取立権も国税徴収法上の取立権と性質が異ならないため、取立権の性質に着目して結論を導くときは、民事執行法上の取立権と国税徴収法上の取立権とを区別する理由がなく同じ結論になるものとする。

## (2) 共有関係の解消方法（共有物分割訴訟と遺産分割審判）

民法は、共有関係の解消方法として、各共有者は、原則として、いつでも共有物の分割を請求できる（民法 256 条 1 項）とした上で、共有物の分割について共有者間に協議が調わないときは、その分割を裁判所に請求することができる（民法 258 条 1 項）。また、相続の開始によって生じる遺産共有の解消方法としては、原則、いつでも共同相続人の協議により遺産の分割をすることができる（民法 907 条 1 項）とした上で、遺産の分割について、共同相続人間の協議が調わないときは、各共同相続人は、遺産共有財産の分割を家庭裁判所に請求することができるとしている

---

(108) 滞納者の準共有持分を公売に付して売却できなかった場合は、国がその準共有持分を買い入れることにより（国税徴収法 110 条）、譲渡命令に準じた結果を得ることができる。しかし、国による買入れは、公売により売却できなかった場合の最終手段と位置づけられていること、さらに、一旦公売に付す事務負担のほか、買入れのために一般会計から資金を支出する必要があること（そのために事前に予算を確保する必要もある。）から、実務として容易に採り得ない措置であると考えられる。

(109) 吉国ほか・前掲注(8) 521 頁。

(民法 907 条 2 項)。

共有物分割は、①個別財産を対象として②各自の共有持分に即した分割を内容とするもの<sup>(110)</sup>であり、その訴訟の管轄は地方裁判所に属し、民事訴訟手続に則り基本的には弁論主義に服し、分割方法については現物分割を原則とし、例外的に換価分割によるものとしている<sup>(111)</sup>。

これに対し、遺産分割審判は、相続財産全体（積極・消極両財産を包括的に一体として把握したもの）を対象としており、家庭裁判所の管轄に属して、家庭裁判所の後見的立場からの職権主義に服し、分割の方法については、民法 906 条に規定する「遺産に属する物又は権利の種類及び性質、各相続人の年齢、職業、心身の状態及び生活の状況その他一切の事情を考慮」の上行われるものである。具体的な分割方法としては、現物分割、換価分割のほか共有とする分割、債務負担による分割、用益権の設定等による分割の態様が認められている<sup>(112)</sup>。

ところで、共同相続人が、遺産共有している包括的な相続財産を分割するための裁判上の手続は、条文上、遺産分割審判によるべきことは明らかであるが、相続されたある特定の個別財産を裁判上の手続で分割する場合、遺産分割審判によらず、民法 258 条 1 項に規定する共有物分割訴訟の提起によることができるかについては、条文上からは必ずしも明確ではなく、遺産共有状態を解消するため共有物分割の請求を地方裁判所に提起できるかが争われた事例（最高裁昭和 62 年 9 月 4 日第三小法廷判決・家月 40 巻 1 号 161 頁）がある。

本件における上告人は、遺産共有の性質について、最高裁昭和 30 年判決でいうところの「相続財産の共有（民法 898 条、旧法 1002 条）は、民法改正の前後を通じ、民法 249 条以下に規定する「共有」とその性質を異にするものではない」旨を引用し、共有物分割訴訟を提起し得るものであ

---

(110) 谷口=久貴・前掲注(18) 296 頁 [潮見佳男]。

(111) 吉本俊雄「判批」判タ 677 号 42 頁 (1988)。

(112) 吉本・前掲注(111) 42 頁。

ると主張した。これに対し、最高裁は、「遺産相続により相続人の共有となった財産の分割について、共同相続人間に協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、家事審判法の定めるところに従い、家庭裁判所が審判によってこれを定めるべきものであり、通常裁判所が判決手続で判定すべきものではないと解するのが相当である。」と判示し、共有物分割訴訟の提起は許されないとした。

旧民法下で発生した遺産共有の解消は共有物分割訴訟によっていたところであるが、新民法下では、遺産共有は一定の身分関係に基づいて必然的に発生し、かつ遺産は全体として包括的かつ合目的に分割すべきであるとの強い要請がある<sup>(113)</sup>ことや、共有物分割手続の特別手続として家庭裁判所による遺産分割審判手続が設けられた<sup>(114)</sup>ことが、遺産分割審判によるべきと判示した理由であると考えられる。

(3) 国は準共有持分の差押債権者として共有物分割訴訟を提起できるか

イ 遺産分割の遡及効と第三者の関係

遺産分割は、相続開始の時にさかのぼってその効力を生ずる(民法 909 条本文)が、第三者の権利を害することはできないとされている(民法 909 条ただし書)。

遺産の分割に遡及効が認められる結果、分割前に存在していた共同相続人の共有は、あたかも存在しなかったように扱われ、各相続人は被相続人の死亡と同時に財産を取得したものとして扱われる。すなわち、相続の開始によって生ずる遺産共有は、遺産分割を行わせるための便宜的かつ暫定的なものにすぎず、分割が行われると、その共有は初めから存在しなかったかのように擬制される<sup>(115)</sup>。

しかし、相続開始後・遺産の分割前に遺産に属する個別財産について第三者が利害関係を有する場合が少なくないことを考慮して、民法 909

---

(113) 松原・前掲注(47) 220 頁。

(114) 川口富男・最高裁判所判例解説民事篇昭和 50 年度 503 頁。

(115) 谷口=久貴・前掲注(18) 425 頁 [川井健]。

条ただし書は遺産分割前に登場した第三者を保護している。ここにいう第三者とは、遺産の分割前に、共同相続人の一部から遺産に属する個別財産の持分を譲渡された者、遺産に属する個別財産につき共有登記をした上で持分を差し押さえた者などを指すと解されている<sup>(116)</sup>。

したがって、租税債権者である国が、遺産分割前に共同相続人の預金債権の準共有持分を差し押さえた場合、国は差押債権者として、民法 909 条ただし書の第三者に該当することになると考えられる。そして、遺産分割と差押債権者との関係においては、差押債権者の権利を害することができないため、例えば、共同相続人の 1 人である滞納者が特定の相続財産につき持分（法定相続分）の差押えを受けた後、遺産分割によって滞納者に分与される財産が差押えに係る持分（法定相続分）に満たない内容となったとしても、当該遺産分割の結果は差押債権者に対抗することはできないこととなる。

ロ 遺産分割前に共有持分権を譲り受けた第三者が自己の持分につき共有関係を解消する手段

民法 909 条ただし書により保護される第三者が権利を取得した持分について、遺産分割前に共有関係を解消する手段はあるのだろうか。

相続開始後遺産分割がなされる前に、共同相続人の一部の者から遺産を構成する特定財産の持分を譲り受けた第三者は、他の共同相続人とともにその特定財産を共有する関係に立つこととなる。これは、相続人と第三者との遺産の共同所有関係を遺産共有とみるのか、物権法上の共有とみるのかという問題意識に始まり、このような第三者が当該特定財産から自己の持分を分割する方法について、裁判上どのような手続を採り得るのか（遺産分割審判によるのか、共有物分割訴訟によるのか）という問題に繋がっていく。

最高裁昭和 50 年 11 月 7 日第二小法廷判決（民集 29 卷 10 号 1525 頁、

---

(116) 谷口=久貴・前掲注(18) 298 頁 [潮見佳男]。

以下「最高裁昭和 50 年判決」という。)は、共同相続人の一部から遺産を構成する特定不動産の共有持分権を譲り受けた第三者が、他の共同相続人を相手方として共有物分割訴訟を提起することができるかが争点となった事例であるが、持分譲受人たる第三者が「当該共有関係の解消のためにとるべき裁判手続は、遺産分割審判ではなく、共有物分割訴訟である」旨判示した。

本判決はその理由として、①第三者に譲渡された部分は遺産分割の対象から逸出すること、②遺産分割審判は、遺産全体の価値を総合的に把握し、これを具体的相続分に応じ民法 906 条の基準に従って分割するものであるのに対し、第三者に対する分割は、当該不動産の物理的一部分を分与するものであり、遺産分割とは分割の対象、基準及び方法を異にするから、遺産分割手続によって処理される必要はなく適当でもないこと、③第三者に対して遺産分割審判手続上の地位を与えることは、遺産分割審判手続を複雑にして共同相続人側に手続上の負担をかけることになる上、第三者に対しても、その取得した権利とは何ら関係のない他の遺産を含めた分割手続に関与した上でなければ分割を受けることができないという著しい負担をかけること、④共有物分割訴訟は対象物を当該不動産に限定するものであるから、第三者の分割目的を達成するために適切であること、⑤第三者に譲渡された持分を除いた残余部分は、なお共同相続人間の遺産分割の対象となるものであり、共同相続人の有する遺産分割上の権利を害することはないことの 5 点を挙げた。

まず、上記④で挙げた「譲渡された部分は遺産分割の対象から逸出する」との意味をどのように捉えるかであるが、譲渡された持分は譲渡後であっても共同相続人間で遺産分割の対象に含めることは可能であり、遺産の中から除いて遺産分割案を定める必要はないと考えられている<sup>(117)</sup>。そうすると、持分が譲渡された場合であっても、当該持分は遺

---

(117) 谷口=久貴・前掲注(18) 433 頁 [川井健] 参照。共同相続人の 1 人が遺産中にある財産を処分した場合に、共同相続人は遺産分割に際しこのことを前提にしなければな

産分割の対象になり得るのであって、「遺産分割の対象から逸出する」という説示は、民法 909 条ただし書（第三者の権利保護）により譲渡された持分が最終的には遺産分割の結果に左右されることがなくなるということをもって、述べたものと解することが可能である。

そして、上記②ないし⑤において、「両手続の目的・性質等を対比し、かつ、第三者と共同相続人の利益の調和をはかるとの見地」を示し、遺産分割審判によらず、共有物分割訴訟によるべきことの方が適当であると判示したものと解される。

ハ 遺産分割前に共有持分を差し押さえた国が共有物分割訴訟を提起できるか

(イ) 検討

最高裁昭和 50 年判決は、「共同相続人の一人から遺産を構成する特定不動産について同人の有する共有持分権を譲り受けた第三者は、適法にその権利を取得することができ（最高裁昭和 35 年（オ）第 1197 号同 38 年 2 月 22 日第二小法廷判決・民集 17 卷 1 号 235 頁参照）、他の共同相続人とともに右不動産を共同所有する関係にたつ」とし、「右共同所有関係が民法 249 条以下の共有としての性質を有するものであることはいうまでもない」と説示している。本判決はこれを前提に、上記①ないし⑤の理由をもって持分を譲り受けた第三者による共有物分割訴訟の提起を認めたものと解されるが、差押債権者は、その持分を取得するわけではなく（民法 249 条以下に定める物権法上の共

---

らないかという問題について、川井教授は、「処分された部分はすでにその相続人に分配されたものとして、遺産の中から除いて分割案を定めるべきであるとの見解があるが、そのように扱うことが実務的で適当だということだけであり、そうした処分拘束される必要はないとの見方を支持すべきものと思われる。」と述べている。

例えば、A 及び B（法定相続分は各 2 分の 1）が遺産共有する土地について、A が自己の持分 2 分の 1 を第三者 X に譲渡した場合、X による B に対する共有物分割訴訟に先立って、A への分配を零とし、B へ全部とする遺産分割も共同相続人間では有効と考えられる（この場合は、X が対抗要件を具備している限り X の持分は保護されるため、B は A に対して価格の償還を請求することができると考えられる。我妻栄『改正親族・相続法解説』193 頁（日本評論社、1949）参照）。

有者になり得ず)、取立権の取得により滞納者が有する権利と同一内容の権利を行使できるにとどまる。

そのため、差押債権者である国が共有物分割訴訟を提起することができるかどうかは、滞納者が、差押えを受けたことによって他の共同相続人との関係でどのような地位に立ち、どのような目的でどのような手段を採ることができるかを明らかにして検討する必要がある。

上記ロで記載したとおり、最高裁昭和 50 年判決の「第三者に譲渡された部分は遺産分割の対象から逸出する」という説示は、譲渡された持分が最終的には遺産分割の結果に左右されることがなくなるという、民法 909 条ただし書により保護される第三者の地位を捉えて述べたものと解することができる。差押債権者も民法 909 条ただし書の第三者に含まれ保護される結果、差押債権者が差し押さえた持分についても、遺産分割の結果に左右されることはなくなるため、「遺産分割の対象から逸出する」と考えることが可能である。そして、最高裁昭和 50 年判決は、この場合の共同所有関係が物権法上の共有関係になると説示していることから、滞納者は、差押えを受けた持分については物権法上の共有者の立場を有することになると考えられる。もっとも、滞納者の地位は、共同相続人として遺産共有者の立場を依然として保持していることに変わりはない。したがって、滞納者は、差押えを受けた持分について遺産共有者と物権法上の共有者の両方の立場を有することになると考えられる。

ところで、滞納者は、自己の租税債務を早期に消滅させることができれば、その後に発生する延滞税も抑制することができる。そのため、滞納者は、差押えを受けた持分を早期に分割して租税債務に充てることができれば、その目的を達成できる。

最高裁昭和 50 年判決の説示によると、遺産分割の対象から逸出した持分の分割は、対象財産から当該一部分をその余の遺産共有持分と分割して分与するものであって、遺産分割とは分割の対象、基準及び



方法を異にし、必ずしも遺産分割審判手続によって処理される必要はなく、目的達成には共有物分割によることが適切である旨述べている。この点に照らせば、差押えを受けた持分（遺産分割の対象から逸出した持分）に関する滞納者の分割目的は、この趣旨に当てはまるものと考えられ、共有物分割によることが適切であるといえることができる。

また、最高裁昭和 50 年判決では、譲渡された持分を除いた残余部分は、なお共同相続人間の遺産分割の対象となるものであり、共同相続人の有する遺産分割上の権利を害するものでもないと言示されているところ、持分の差押えを受け当該持分を分割する場合であっても、残余部分は共同相続人間の遺産分割の対象となるのであるから、この点も最高裁昭和 50 年判決の説示に当てはまるものと考えられる。

よって、差押えを受けた滞納者は、最高裁昭和 50 年判決の持分譲受人と同様に、差押えに係る持分については共有物分割訴訟を提起することができるが、他方で、遺産共有者の立場から遺産分割審判の申立てができる権利を有すると考えられる。

#### (ロ) 結論

差押債権者である国は、取立権に基づき滞納者が有する権利と同一内容の権利を行使できることから、滞納者以外の共同相続人を相手方とする共有物分割訴訟を提起することも、遺産分割審判の申立て<sup>(118)</sup>

---

(118) 遺産分割審判にて一部分割が認められた裁判例として、大阪高裁昭和 46 年 12 月 7 日決定（家月 25 卷 1 号 42 頁）及び高松高裁昭和 50 年 12 月 10 日決定（家月 28 卷 9 号 50 頁）があり、取立権に基づき一部分割の遺産分割審判の申立てをする余地はある。

なお、法制審相続部会「中間試案後に追加された民法（相続関係）等の改正に関する試案（追加試案）」（平成 29 年 7 月 18 日）の補足説明資料 26 頁において、遺産分割審判による一部分割の一般的要件について次のとおり説明がなされている。「審判によって一部分割をすることができる要件については、一般に、一部分割することに合理的な理由があり（一部分割の必要性）、かつ、その一部分割によって遺産全体についての適正な分割（具体的相続分と民法第 906 条の基準に照らした適正公平な分割）が不可能とならない場合（一部分割の許容性）であれば、一部分割をすることができるものと解されている（大阪高決昭和 46 年 12 月 7 日家月 25 卷 1 号 42 頁参照）。そして、一部分割をするのに合理的な理由がある場合とは、⑥相続人全員の合

をすることも、いずれをも行使することができる考える。

ただし、最高裁昭和 50 年判決が、第三者に対して遺産分割審判手続上の地位を与えることは、遺産分割審判手続を複雑にして共同相続人側に手続上の負担をかけることになる上、第三者に対しても、その取得した権利とは何ら関係のない他の遺産を含めた分割手続に関与した上でなければ分割を受けることができないという著しい負担をかけると説示しており、第三者と共同相続人の利益の調和を図る見地からすると、共有物分割訴訟を提起することを選択する方が、最高裁昭和 50 年判決の趣旨に沿うものとして適当であると考えられる<sup>(119)</sup>。

なお、民事執行法上の取立権も国税徴収法上の取立権とその性質は異ならないため、民事執行の場合であっても、民事執行法上の取立権に基づき共有物分割訴訟を提起することは可能であると考えられる（共有物分割訴訟の提起に当たり、必ずしも転付命令等を得る必要は

---

意がある場合、㊸一部の遺産の評価について争いがあり、その審理に長期間を要する場合、㊹全部分割として遺産分割がされた後に、他の遺産の存在が判明した場合、㊺分割を禁止された遺産を除いたその余の遺産を分割する場合などが、これに当たる」とされ、「一部分割の許容性については、上記のとおり一般には一部分割によって遺産全体についての適正な分割が不可能にならない場合に許容されるものと解されており、具体的には、特別受益等について検討し、代償金、換価等の分割方法をも検討した上で、最終的に適正な分割を達成し得るという明確な見通しが得られた場合に許容される」との説明がされている。

したがって、このような要件に当てはまる事例であれば、差押債権者の申立てによる遺産分割審判にて一部分割が認められことになると思われる。

- (119) 共有物分割訴訟における分割方法は、現物分割が原則とされる（民法 258 条 2 項）が、預金口座自体を複数に分割することはできないため、例えば、相続された預金口座を滞納者に引き継がせ預金債権全額を取得させた上で、他の共同相続人に分与される持分相当額は、滞納者にその持分の価格を賠償させるなどの方法が考えられる（齋藤・前掲注(79) 331 頁参照）。

他方、当事者の負担を考慮するのであれば、他の相続人に対し、相続預金の全額の払戻しに同意することのほか、払戻しを受けた金銭のうち、滞納者の準共有持分に相当する金額を国に引き渡すことを命じる方法もあり得るのではないかと思われる。最高裁昭和 50 年判決の調査官解説（川口・前掲注(114)510 頁（注二））では、共有物分割訴訟における分割方法は、現物分割、代金分割だけであると指摘もあるが、このような分割方法を排除する理由も見当たらないため、全くあり得ない方法ではないと思われる。いずれにしても、準共有状態にある預金債権について、確立した分割方法を示した文献は見当たらない。

ないと考えられる<sup>(120)</sup>。

(4) その他の手段（債権者代位権による遺産分割審判の申立て）

民法 423 条に規定する債権者代位権とは、債権者が、債務者に対する自己の債権を保全するために、債務者に属する権利を自己の名において債務者に代わって行使することができる権利をいう。債務者自身が本来行使すべき権利を行使しないことにより責任財産の増加が妨げられている場合に、債権者が債務者の財産管理に介入するために認められた権利である<sup>(121)</sup>。

国と滞納者との関係で見たとき、例えば、滞納者が共同相続により不動産の持分（法定相続分）を取得した場合、国は、当該持分を差し押さえて公売できるため、債権者代位権により遺産分割審判を申し立てる実益はほとんどないと思われる。しかし、共同相続された預金が準共有状態にある場合、当該預金を差し押さえ取立権を行使することは共有物の変更に該当するため、民法 909 条に基づき遺産分割を待って取立てを行わなければならない。差押債権者である国にとっては、取立ての実行のため早期に分割を成立させるべく、遺産分割審判の申立てを行うことの実益が生まれると考えられる。

債権者代位権については、民法 423 条 1 項ただし書により債務者の一身専属権を代位できない旨規定しているところ、遺産分割請求権は行使上の一身専属権とみられないことを前提として、積極説<sup>(122)</sup>をとるのが通説であり、名古屋高裁昭和 43 年 1 月 30 日判決（家月 20 卷 8 号 47 頁）及び名古屋高裁昭和 47 年 6 月 29 日判決（家月 25 卷 5 号 37 頁）も、債権者代位による遺産分割審判の申立てを肯定している。こうした通説、裁判例の立場に照らせば、租税債権者である国は、債権者代位権を行使して遺産分割

---

(120) 転付命令等が第三債務者に送達された時以降、他の債権者は当該債権を差し押さえ、又はその配当に加入する余地はなくなるため、転付命令等は差押債権者に独占的満足を与える効果を有する。この意味では、転付命令等を得る必要性はある。

(121) 潮見・前掲注(40) 116 頁。

(122) 於保不二雄『債権総論（新版）』168 頁（有斐閣、1989）、松坂佐一『民法提要・債権総論（第 4 版）』110 頁（有斐閣、1997）、井上哲男「債権者代位による遺産分割申立ての可否」判タ 688 号 123 頁（1989）参照。

審判の申立てを行うことができると考えられ、この場合、遺産分割審判による結論を待った上で、差し押さえた預金債権の持分相当額を取り立てることになる。

ただし、相続人間の紛争は、当事者の資格や範囲、遺産の範囲や帰属、具体的相続分に影響する特別受益や寄与分の有無、遺産の管理や評価に関する紛争、遺言の有無や内容をめぐる紛争など、多岐にわたる。被相続人との長年に及ぶ確執を含む様々な感情的対立が災いして、話し合いは難航することが多く、また、当事者が多数にのぼる上、遺産も不動産、各種債権・債券、知的財産権、動産等と多様であるため、遺産分割審判は最も困難な事件として長期未済になりやすいと言われている<sup>(123)</sup>。家事審判手続がたどるプロセスは、事件類型や具体的状況に応じたものであり、一定ではない。一般的には、家事審判官が関係人を出頭させて申立てその他の申述を聞き、必要に応じて事実調査や証拠調べを行うことになる<sup>(124)</sup>。そこに、各相続人の一切の事情を知る由もない債権者（国）が、相続人に代わって審判手続の当事者として関与することは極めて困難が伴うものになると考えられる。したがって、債権者代位権により遺産分割審判を申し立てることは可能であっても、実質的には課題が多いように思われる。

#### 4 共同相続人全員の準共有持分を差し押さえた場合の取立て

第一章で述べたとおり、被相続人の国税の納税義務が相続人に承継された場合や相続人が相続税を納税する場合にあっては、共同相続人全員が納税義務者（相続税の連帯納付義務者を含む。）となり、相続財産に換金性のある財産が少ないことや相続人間の個別的な事情の存在などから、共同相続人全員が納付すべき国税を滞納する場合がある。

例えば、夫Xの死亡により相続税が確定し、相続人である妻A、子Bの相続税が滞納となり、妻A及び子Bが有する相続預金の準共有持分をそれぞれ

(123) 梶村太市=徳田和幸『家事事件手続法』119頁（有斐閣、2005）。

(124) 梶村=徳田・前掲注(123) 383頁。

差し押さえし、A及びB両名の準共有持分を取り立てるとした場合、これまで述べてきたような、共同相続人全員（妻A及び子B）の同意が必要なのであろうか。

最高裁平成28年決定を解説する裁判所調査官は、「被相続人の金銭債務は、法律上当然に分割され、各共同相続人がその相続分に応じてこれを承継する。そこで、被相続人の債権者は、共同相続人全員に対する債権（相続債務）の満足に充てるために、共同相続人全員の準共有持分を差し押さえこれを取り立てることができるものと解される。」と述べている<sup>(125)</sup>。よって、こうした場合は、共同相続人全員の同意を求める必要はなくなることを意味していると考えられる<sup>(126)</sup>。

差押債権者による取立てが制限されるのは、遺産分割により預貯金債権の準共有状態が解消されるまで、共同相続人全員が共同して権利を行使する必要があり、差押債権者とその取立権に基づき、共同相続人のうち1人（滞納者）の権利を単独で行使することができないためである。

共同相続人全員の準共有持分を差し押さえ取立てを行う場合は、全員の持分相当額につき払戻しを請求する結果、全員による全持分の払戻請求という権利行使が行われているとみることができる。したがって、共同相続人全員の準共有持分を差し押さえた場合は、何ら制約を受けず取立権を行使できるものと考えられる。

## 5 相続法改正案における仮払い制度との関係

### (1) 民法（相続関係）等の改正に関する要綱案及び法律案

平成27年2月、法務大臣から相続法制の見直しについて諮問がされ、

---

(125) 齋藤・前掲注(79) 331頁。同様の見解として、阿多・前掲注(85) 68頁、浅田ほか・前掲注(87) 27頁〔圓道至剛発言〕。

(126) 潮見・前掲注(83) 54頁（注24）は、共同相続人全員の準共有持分を差し押さえれば相続債権者による取立てが可能となるとする見解に対して、「準共有持分全部の差押え」と他の債権者による「一部の準共有持分にした差押え」とが競合した場合にも耐えうる立論となっているかなど、理論面での細密な検討が必要であると述べている。

以降、法制審相続部会にて調査審議が開始された。そして、約 3 年間の審議を終え、平成 30 年 2 月 16 日、法務大臣に対して「民法（相続関係）等の改正に関する要綱案」（以下「要綱案」という。）が答申され、同年 3 月 13 日に「民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律案」（以下「改正案」という。）が国会に提出されている。

要綱案は、第 1 に配偶者の居住権を保護するための方策、第 2 に遺産分割に関する見直し等、第 3 に遺言制度に関する見直し、第 4 に遺留分制度に関する見直し、第 5 に相続の効力等（権利及び義務の承継等）に関する見直しを掲げている。

要綱案の「第 2 遺産分割に関する見直し等」の中には、最高裁平成 28 年決定による判例変更を背景として、相続預金の仮払い制度の創設が盛り込まれている。これは、最高裁平成 28 年決定が、遺産分割までの間は、共同相続人全員が共同して預貯金債権を行使しなければならないこととしたため、被相続人が負っていた債務の弁済や、被相続人から扶養を受けていた相続人の当面の生活費を支出する必要があるなどの事情により被相続人が有していた預貯金を遺産分割前に払い戻す必要があるにもかかわらず、共同相続人全員の同意を得ることができない場合は払い戻すことができないという不都合を解消する目的で検討されたものである。

法制審相続部会では、保全処分の要件を緩和する方策（家事事件手続法の保全処분을緩和する方策）が検討される一方、保全処分の要件を緩和したとしても、相続開始後に資金需要が生じた場合に、裁判所に保全処分の申立てをしなければ単独での払戻しが一切認められないことになれば、相続人にとっては大きな負担となるとの指摘があり、各共同相続人が、裁判所の判断を経ることなく金融機関の窓口において、遺産に含まれる預貯金債権を行使できる方策（要綱案に筆者が下線を付した部分、以下「本方策」という。）についても検討され、改正案にて民法 909 条の 2 が設けられた。

○ 民法（相続関係）等の改正に関する要綱案（抜粋）<sup>(127)</sup>

第 2 遺産分割に関する見直し等

2 仮払い制度等の創設・要件明確化

(1) 家事事件手続法の保全処分の要件を緩和する方策

家事事件手続法第 200 条に次の規律を付け加えるものとする。

家庭裁判所は、遺産の分割の審判又は調停の申立てがあつた場合において、相続財産に属する債務の弁済、相続人の生活費の支弁その他の事情により遺産に属する預貯金債権を当該申立てをした者又は相手方が行使する必要があると認めるときは、その申立てにより、遺産に属する特定の預貯金債権の全部又は一部をその者に仮に取得させることができる。ただし、他の共同相続人の利益を害するときは、この限りでない。

(2) 家庭裁判所の判断を経ないで、預貯金の払戻しを認める方策

共同相続された預貯金債権の権利行使について、次のような規律を設けるものとする。

各共同相続人は、遺産に属する預貯金債権のうち、その相続開始の時の債権額の 3 分の 1 に当該共同相続人の法定相続分を乗じた額（ただし、預貯金債権の債務者ごとに法務省令で定める額を限度とする。）については、単独でその権利を行使することができる。  
この場合において、当該権利の行使をした預貯金債権については、当該共同相続人が遺産の一部の分割によりこれを取得したものとみなす。（注）

(注) 金融機関ごとに払戻しを認める上限額については、標準的な必要生計費や平均的な葬式の費用の額その他の事情（高齢者世帯の貯蓄状況）を勘案して法務省令で定める。

(127) 法務省ホームページ・法制審議会第 180 回会議配布資料「民法（相続関係）等の改正に関する要綱案」9 頁から抜粋。

○ 民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律案要綱（抜粋）<sup>(128)</sup>

第一 民法の一部改正

二 遺産分割等に関する見直し

2 遺産の分割前における預貯金債権の行使

各共同相続人は、遺産に属する預貯金債権のうち相続開始の時の債権額の3分の1に当該共同相続人の法定相続分を乗じた額（同一の金融機関に複数の口座を有している場合には、標準的な当面の必要生計費、平均的な葬式の費用の額その他の事情を勘案して金融機関ごとに法務省令で定める額を限度とする。）については、単独でその権利を行使できるものとする。この場合において、当該権利の行使をした預貯金債権については、当該共同相続人が遺産の一部の分割によりこれを取得したものとみなすものとする。（第 909 条の 2 関係）

○ 民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律案（抜粋）<sup>(129)</sup>

（遺産の分割前における預貯金債権の行使）

民法 909 条の 2

各共同相続人は、遺産に属する預貯金債権のうち相続開始の時の債権額の3分の1に第 900 条及び第 901 条の規定により算定した当該共同相続人の相続分を乗じた額（標準的な当面の必要生計費、平均的な葬式の費用の額その他の事情を勘案して預貯金債権の債務者ごとに法務省令で定める額を限度とする。）については、単独でその権利を行使することができる。この場合において、当該権利の行使をした預貯金債権については、当該共同相続人が遺産の一部の分割によりこれを取得したものとみなす。

(128) 法務省ホームページ・国会提出主要法案第 196 回国会（常会）「民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律案要綱」7 頁から抜粋。

(129) 法務省ホームページ・国会提出主要法案第 196 回国会（常会）「民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律案」4 頁から抜粋。



## (2) 仮払い制度と差押え・取立ての関係

### イ 仮払い制度に基づく払戻請求権の差押えの可否

仮払い制度に基づく払戻請求権の性質について、法務省の説明は、「本方策は、法律上の規定を設けて預貯金債権のうち一定額については単独での権利行使を可能とするものであって、本方策によって性質の異なる複数の預貯金債権を創設するものではない」とし、「(仮払い制度に基づく)払戻し請求権それ自体を独自に観念することはできず、これを譲渡したり、差し押さえることはできない」と述べている<sup>(130)</sup>。

もっとも、租税債権者である国としては、仮払い相当額に縛られず準共有持分(法定相続分)に対する差押えが可能であるので、仮払い制度に基づく払戻請求権の差押えができないとしても特段の影響を受けることはない。

### ロ 準共有持分の差押えによる仮払い相当額の取立ての可否

仮払い相当額の範囲内であれば、各共同相続人は単独で預貯金債権の権利行使ができるという規律であるため、差押債権者が行う取立てについても単独で行うことができるのではないかという問題が生じ得る。

これに関して、法務省の説明では、「本方策が、遺産分割までの間は預貯金債権を単独で権利行使できないことにより定型的に相続人に生じ得る不都合を解消するために特に設けられた制度であることからすれば、当該持分の譲渡を受け、又は差押えをした第三者については、本方策に基づく単独での権利行使はできないと解すべきように思われる」<sup>(131)</sup>とし、準共有持分を差し押さえたとしても仮払い相当額の預金債権を取り立てることには否定的な見解を述べている。

しかし、この点については、仮払い制度を「定型的に相続人に生じ得る不都合を解消するために特に設けられた制度」と説明しつつも、一方

---

(130) 法務省ホームページ・法制審議会民法(相続関係)部会第 25 回会議「民法(相続関係)等の改正に関する要綱案のたたき台について」部会資料 25-2 補足説明 10 頁。

(131) 法務省ホームページ・前掲注(130) 10 頁。

で不都合が生じていない相続人に対する仮払いをも許容した規律内容となっているため、相続人債権者の差押えによる取立てを排除する理由が見当たらず、また、仮払い制度の創設経緯をみると相続債務の支払に充てることなどを考慮しているのに対し、相続債権者の差押えまで取立てが制限されてしまっただけでは、制度の趣旨に沿わないのではないかといった疑問も生ずるところである。そうすると、仮払い相当額の範囲内であれば、差押債権者は単独で取立てを行うことができるものと解した方が、文理上も制度趣旨からしても妥当するように考えられる。

## 結びに代えて

本稿は、最高裁平成 28 年決定を題材に、債権の準共有という、これまで学会や実務でも確立されていない領域を前にして、滞納処分の実務に及ぼす影響や問題点、そして、その対応に関し整理を進めた。

その結果、遺産共有状態にある預貯金の準共有持分に対する差押えは可能であるが、共同相続人の一部の者の持分の取立てに当たっては、他の共同相続人の同意を求めざるを得ないとの結論に達し、更に、同意が得られない場合は、裁判上の手続として共有物分割訴訟の提起によることが最も適切ではないかという方向性を示した。

しかしながら、共同相続人の同意が得られない場合の裁判手続については、判例変更から間もないこの時期、具体的な事例の積み重ねがまだ少ないこともあり、今後も更なる議論・検討の余地があるものと考えられる。その点、拙稿はその第一段階のものとなればと考えている。

また、債権の種類は多種多様に渡り、預貯金以外の各種債権に相続があった場合の共同相続人への権利の帰属（準共有なのか当然分割なのか）を一概に線引きすることは難しい。本稿では、その判断基準について一連の最高裁判決を整理し、債権の発生原因たる契約が当該債権に分割を阻害する要因を与えているかどうか重要な分かれ目になることを確認した。この点については、債権差押えに当たっての今後の指針の一端になればと思う。そして、各種債権の相続開始後の帰属形態について、比較的事例が多いと思われる債権を例に挙げ私見を述べたところであるが、本稿における検討だけでは全てに対応できるものではないと承知している。具体的な事例を複数束めることによって一定程度のガイドラインを示すことができれば、滞納処分の実務を更に円滑に進めることが可能になるのではないかとと思われる。

最後になるが、先般、法制審議会から答申された要綱案に基づき民法（相続関係）の改正案が閣議決定され、今国会で成立すると、1980 年以来実に約 40

年ぶりの歴史的見直しとなる。ただし、改正法によっても遺産の分割前における預貯金債権の行使については、本稿で取り上げたような滞納処分上の疑義が生じるなど、改正法の施行までの間に整理しておかなければいけない課題が幾つかあるように思われる（例えば、改正項目として新設された配偶者居住権と滞納処分との関係など）。

いずれにせよ、国税徴収法は、国税以外の租税公課を徴収するに当たっても滞納処分の例として準用される基本法のような位置付けであることから、税務官庁等の滞納処分実務に混乱を来たさぬよう、これからも先回りして検討を進めていくことが私共に求められる点であることをあらためて意識しておきたい。

「民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律案」は、平成 30 年 7 月 6 日、国会にて可決成立している。本稿は、法案成立前に執筆したものであるため、本文中「改正案」等の表記を用いていることにつきご了承ください。